

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和3年9月24日(金曜日)

号外第57号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ	監査の結果について(2件)	1
○監査委員公表		監査の結果に関する報告について(2件)	17

監査委員公表

神奈川県監査委員公表第14号

監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づき、請求人から提出された住民監査請求について、同条第5項の規定に基づき監査した結果を次のとおり請求人に通知したので、これを公表する。

令和3年9月24日

神奈川県監査委員 村上英嗣
 同 太田真晴
 同 吉川知恵子
 同 嶋村ただし
 同 たらさき雄介

監第1104号

令和3年6月29日

請求人

(略)様

請求人代理人

(略)様

神奈川県監査委員 村上英嗣
 同 太田真晴
 同 吉川知恵子
 同 嶋村ただし
 同 たらさき雄介

住民監査請求に基づく監査の結果について(通知)

令和3年4月30日に受理した住民監査請求(以下「本件監査請求」という。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第5項の規定に基づき、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。

第1 請求に対する判断

請求のうち、神奈川県(以下「県」という。)が、A社と「林政情報システムデータ更新委託業務成果品の修補に係る契約」(以下「本件修補契約」という。)を締結したこと及び本件修補契約に基づく成果品を受領後に非正規に取得したソフトウェアの使用に係る調査等を行っていないことについては不適法な請求のため却下し、その余の請求は棄却する。

第2 請求の内容

1 請求人から提出された令和3年4月30日付け請求書の内容

(原則、内容は原文「請求の要旨」のまま。ただし、「神奈川県」を「県」に、「林政課」を神奈川県行政組織規則(昭和31年神奈川県規則第64号)に基づき「森林再生課」に、「地方自治法」を「法」にそれぞれ表記を変更した。)

第1 県がA社との間で締結した、「令和元年12月5日付け林政情報システムデータ更新委託業務成果品の修補に係る契約の締結行為」(契約の締結)が不当であるから、必要な措置を講じることを求める。

1 県は、A社に対し、平成28年度から平成30年度まで、県森林再生課の林政情報システムデータ更新業務を委託した。

平成31年3月頃、A社から納品済みであった平成28年度及び平成29年度の成果品データに大規模な不具合があることが発覚した。

その後、A社は、令和元年9月25日、県に対し顛末報告書を提出し、林政情報システムデータ更新業務において合意していた特記仕様書と異なる作業をしていたこと、成果品に不具合を確認したこと、平成30年度業務に関しては未実施作業があること等を報告した。

上記不具合の原因は、不具合が3年度にもわたって発生していること、範囲も小さくないことから、単なる人為的ミスによるものではなく、特記仕様書に違反して作業したことによるものであると考えられる。

2 しかるに、県は、上記のような状況において、A社との間の林政情報システムデータ更新業務に係る契約を解除せず、十分な原因究明もしないまま、漫然と、A社との間で令和元年12月5日付けで林政情報システムデータ更新委託業務成果品の修補に係る契約を締結して同社に委託しており、かかる契約締結行為は不当である。

3 なお、令和元年12月5日から1年以上が経過しているが、本件は新聞報道されていたわけではなく、神奈川県議会で議題が上がったこともないから、1年内に監査請求をしなかったことについて「正当な理由」がある(法242条2項ただし書)。

第2 県がA社から令和元年12月5日付け林政情報システムデータ更新委託業務成果品の修補に係る契約に基づき受領した「成果品修補物について、本来すべき調査を怠って受領した行為(具体的には、A社の再委託先が業務に使用す

この公報は再生紙を使用しています

購読料
 一箇月二、九三〇円 一箇年三三、一六〇円
 (消費税・地方消費税・送料込み)
 本号一部一、〇三九円(消費税及び地方消費税込み)

発行
 横浜市中央区日本大通一
 神奈川県政策局政策部政策法務課
 電話横浜(〇四五)二一〇一一一一

印刷
 横浜市鶴見区矢向三一一五一一七
 野崎印刷紙器株式会社
 電話横浜(〇四五)五七一三三〇八

るソフトウェア Arc Info の不正ライセンスを使用していたことを看過し、成果品修補物を受領した行為) (契約の履行) 及びその後何ら調査等を行っていない行為 (財産の管理を怠る事実) が違法ないし不当であるから、必要な措置を講じることを求める。

1 第1記載のとおり、県はA社との間で令和元年12月5日付けで林政情報システムデータ更新委託業務成果品の修補に係る契約を締結した。

当該契約において、A社が業務を他社に再委託することについては認められていたが、成果品修補物を作成するにあたり、作成に使用するソフトウェアのライセンスは正規に取得されたものでなければならず、不正ライセンスを使用してはならないことは言うまでもない。そして、委託先であるA社、又は再委託先が不正ライセンスを使用している疑いがある場合は、県としては、そのような事実がないことを確認した上で契約の履行をさせるべきである。

また、不正ライセンスを使用していたことが事後的に発覚した場合は、ライセンサーに対し報告し、その同意を得るなど、必要な措置を講じるべきである。

2 しかるに、A社は、業務の一部をB社に再委託したが、B社は、業務に使用するソフトウェアである Arc Info Workstation の最新版 (Arc Info Workstationバージョン10.0) を所持しておらず、非正規に取得した旧版の Arc Info Workstation を使用していた疑いがある。

そして、かかる疑いについては、県も把握していたが、県は、ライセンサーであるC社に対し、「旧バージョンのライセンスを使用すること」「現行バージョンと旧バージョンで位置精度等の違いが出ないこと」は確認したようではあるものの、肝心の、B社が正規版を所持しているのか、非正規に取得したものを所持しているのかについては確認を怠ったまま、成果品修補物を受領し、かつ、その後本日までA社又はB社に対する調査を怠っている。

したがって、かかる成果品修補物を受領した行為及び必要な措置を講じていない行為 (不作為) が違法ないし不当である。

第3 平成28年から平成30年の林政情報システムデータ更新委託業務に不完全履行があった件について、損害賠償請求をしないことが違法ないし不当である (違法・不当に財産の管理を怠っている) から、必要な措置を講じることを求める。

1 第1記載のとおり、県は、A社に対し、平成28年度から平成30年度まで、県森林再生課の林政情報システムデータ更新業務を委託したところ、納品済みであった平成28年度及び平成29年度の成果品データに大規模な不具合があることが発覚し、平成30年度の成果品のデータも当初の契約どおりには納品されず、最終的にこれらを受領したのは令和2年4月30日である。

このように、修補に長期期間を要した上、そのため、

その間、本来であればなされていたはずの、令和元年度の林政情報システムデータ更新業務の発注がなされず、令和元年度分の業務は1年停滞することとなった。かかる停滞については今もってなお解消されていないものと思われる。

2 そうだとすれば、成果修補物を受領したとしても、県においては損害が発生していることは明らかであるが、県は、A社に対しては何ら損害賠償等を請求しておらず、違法・不当に財産の管理を怠っているというべきである。

2 請求人

氏名 (略)

住所 (略)

3 請求人代理人

(略)

4 請求人から提出された事実を証する書面

(原則、題名は原文「事実を証する書面」のまま。ただし、「甲1号証」を「甲第1号証」に、「甲2号証」を「甲第2号証」にそれぞれ表記を変更した。なお、甲第1号証及び甲第2号証は令和3年4月30日付けで、甲第3号証から甲第6号証までは同年5月21日付けで提出されたものであり、甲第3号証から甲第6号証までには具体的な題名は付されていない。)

甲第1号証 「わたしの提案」に送付した質問内容 (質問者についてはマスキング処理済み) の写し

甲第2号証 「わたしの提案」に対する回答 (質問者についてはマスキング処理済み) の写し

甲第3号証

甲第4号証

甲第5号証

甲第6号証

第3 請求の受理

本件監査請求は、実際に受け付けた令和3年4月30日付けをもって受理した。

第4 監査の実施

1 請求人からの証拠の提出及び陳述

(1) 証拠の提出

請求人から、新たな証拠の提出はなかった。

(2) 陳述の内容

請求人代理人は、令和3年6月1日15時30分から神奈川県庁新庁舎3階の第2監査室において、監査委員に対して陳述を行った。

陳述の内容は次のとおりであった (発言のまま記載している。)

はい、それでは請求人代理人として陳述いたします。

今回、請求の要旨は、神奈川県職員措置請求書、第1、第2、第3それぞれに記載しているとおりでございます。

本日は、口頭でこのような機会をいただき、感謝申し上げますとともに、簡単ではありますが、第1、第2、第3それぞれについて、口頭でも趣旨を明確にするため、補足して説明をさせていただきます。

まず第1に、本件はいずれも、神奈川県と民間の会社であるA社との間の契約をめぐる問題点に関し必要な措置を請求するものでございますが、第1に、神奈川県がA社との間で締結した、令和元年12月5日付け、林政情報システムデータ更新委託業務成果品の修補に係る契約の締結行為の不当性を指摘するものであります。

こちらは、具体的なとるべき措置まで特定する必要は裁判例上ないとされているものと思いますので、特別こうすべきだったということは、今回の措置請求書の中に記載はございませんけれども、非常に簡潔に申し上げれば、A社という会社が納品した成果品データに、大規模な不具合があったことがわかったにもかかわらず、その後も、さらに、その契約の修補を、成果品の修補をするという契約を結んでいることが、不適切だったのではないかと。契約の解除等をすべきだったのではないかと、あるいは損害賠償等をすべきだったのではないかとという観点から、必要な措置をとるべきという指摘をするものであります。仮に修補契約で足りると判断されるのであれば、請求人としては、その根拠を県民に対し明確に説明いただきたいと考えての請求でございます。

具体的には、第1の1、2、3それぞれに記載しておりますとおりです。なお、この修補契約自体は、令和元年12月5日でありまして、請求書の提出日時点では1年以上が経過していましたが、特別、新聞報道等されていたわけではなく、議会でも話題に上がったこともないと考えていますので、1年以内に監査請求をしなかったことについては、正当な理由があると考えております。こちらが第1でございます。

続けて、第2について申し上げます。第2は、同じく神奈川県とA社との契約をめぐる問題点の指摘でございますが、A社側において、使用していたソフトウェアArcInfoのライセンスの違反があったのではないかとという指摘がその趣旨でございます。

会社間の個別のライセンス関係でありますので、請求人個人においての調査には限界がございます。ですので、今回これ以上の証拠提出は現時点では特に想定はしておりません。しかし、資料としてお付けしております、甲1号証及び甲2号証、甲1が、神奈川県森林再生課の「わたしの提案」というものに、送信した質問内容でございまして、それに対するご回答が甲2号証となっております。甲1号証のフォーマットがしっかりしていないのは、送信した質問内容が、質問者のもとに自動返信のような形で明確に返ってくる、エビデンスとして使用しやすいものがあるわけではないようでして、質問者本人から、このような内容で質問しましたというものをメールでいただいて、それを文書に貼り付けたという体裁のものでありますから、甲1号証はやや見にくいかと思っております。が、内容としては甲1が質問、甲2がそれに対する回答でございます。甲1の質問7のところをご確認いただけますでしょうか。甲1の質問7、2ページ目になりますけれども、こちらに、ArcInfo

の旧バージョンはほぼ非正規ライセンスで稼働しているのか、B社、これはA社が再委託している先になりますけれども、その会社B社が使用するArcInfoは旧バージョンであり、かつ非正規ライセンスであるといった指摘がなされております。B社のライセンスに関し疑義を呈するこのような情報提供がなされていたにもかかわらず、神奈川県として、十分な調査を行わずに、そのライセンス問題を看過して、A社に対し、業務委託を継続するなどしたということであれば、それ自体が問題であるとして指摘するものでございます。

甲2号証の質問7の回答を見ていただきますと、保守契約されていない旧バージョンのライセンスを使用すること、現行バージョンと旧バージョンで位置精度等の違いが出ないことは、C社、というのはこのライセンス提供側の会社ですけれども、確認済みですという、非常に簡潔なご回答が出てくるわけですが、よく注意深く読んでいただきますと、質問と回答が、必ずしもかみ合っていない、非正規ライセンスじゃないかという問題提起に対して、現行でも旧バージョンでも、位置精度等の違いが出ない、要は機能として問題がないという回答になっているというふうに請求人としては認識しております。ライセンスに問題がないかどうかについては調査がなされていない、あるいは調査されたのに、黙認されたのではないかとという疑いを持つてのことでございます。

最後に第3について、申し上げます。措置請求書の3ページ目の下から3行目第3になりますが、これは平成28年から平成30年の林政情報システムデータ更新委託業務、A社が請け負った委託業務に、不完全履行があった件について、現在まで、損害賠償請求を、同じくA社に対してしないことが違法ないし不当であるということを申し上げるものです。

この28年から30年の、成果品データに不具合があった点については第1にも重複して申し上げますけれども、最終的には、平成30年度の成果品のデータも、当初の契約どおりには納品されなかったということがあって、全部受領したのは令和2年4月30日ということでございます。このように、問題があって、修補の契約を結んで修補をして、受領するまでに長期間要しております。かつ、これはこちらで見ると限りますけれども、令和元年度の林政情報システムデータの更新業務については、発注された形跡が見つかりません。発注していないということの証拠までは請求人においては用意できないわけですが、おそらく発注していないのではないかと。とすれば、請求人の認識としては、今回問題にしている林政情報システムデータの更新業務というのは、数年にわたって、緻密に調査を続けているものであって、1年分欠けるというわけにはいかない性質のものと考えていますので、おそらく令和元年度は、令和2年のうちに、令和元年分をやってくれという発注をすることになったのか、あるいは、2年分どこかでまとめてやってくれという形になったのか、詳細は全く不明ではあ

りますけれども、その遅れを解消するために、並々ならぬ、努力ないし金銭的に言えば損害が発生しているはずではないかと思われます。停滞については、今もって、なお解消されていないものと思われますので、県として何かの措置を講じるべきではないかと、成果修補品を受領すればそれでいいというものではなくて、県においては損害が発生しているので、A社に対して損害賠償請求等を請求すべきであるという趣旨で、ご指摘するものであります。

陳述は以上でございます。

2 監査対象事項の特定

請求人は、県の行為について以下のとおり主張していると認められる。

- (1) 平成28年度林政情報システムデータ更新委託業務に係る契約（以下「平成28年度契約」という。）、平成29年度林政情報システムデータ更新委託業務に係る契約（以下「平成29年度契約」という。）及び平成30年度林政情報システムデータ更新委託業務に係る契約（以下「平成30年度契約」という。）、これら3契約を総称して「本件委託業務契約」という。）に基づくそれぞれの成果品に大規模な不具合等があった状況において、県が、十分な原因究明もしないまま、漫然と本件修補契約を締結したことが不当である。
- (2) A社の再委託先であるB社が非正規に取得したソフトウェアを使用していた疑いがあったことを把握していたにもかかわらず、県が、必要な確認を怠ったまま、本件修補契約に基づく成果品を受領したことが違法又は不当である。
- (3) 本件修補契約に基づく成果品の受領後に、県がA社又はB社に対して、非正規に取得したソフトウェアの使用に係る調査等を行っていないことが違法又は不当である。
- (4) 本件委託業務契約に基づく成果品に不具合等があったのに、県が、A社に対して損害賠償請求をしていないことが違法又は不当である。

以上のことから、本件委託業務契約に基づくそれぞれの成果品に大規模な不具合等があった状況において、県が本件修補契約を締結したことが違法又は不当な契約の締結に該当するか否か、B社が非正規に取得したソフトウェアを使用していた疑いがあったことについて必要な確認を怠ったまま、県が本件修補契約に基づく成果品を受領したことが違法又は不当な契約の履行に該当するか否か、本件修補契約に基づく成果品を受領後に、県がA社又はB社に対して非正規に取得したソフトウェアの使用に係る調査等を行っていないことが違法又は不当な財産の管理を怠る事実該当するか否か、さらには、本件委託業務契約に基づく成果品に不具合等があったのに、県がA社に対して損害賠償請求をしていないことが違法又は不当な財産の管理を怠る事実該当するか否かを監査対象事項とした。

3 監査対象箇所への調査

本件監査請求に関し、監査対象箇所として、林政情報システムを所管する環境農政局緑政部森林再生課（以下「森林再生課」という。）を選定し、令和3年6月1日13時30分から神奈川県庁新庁舎3階第2監査室において職員調査を実施し、

本件委託業務契約及び本件修補契約の状況等についての聴取を行った。なお、職員調査後も、必要に応じて、電話等で追加聴取を行った。

森林再生課の主張の要旨は、次のとおりであった。

(1) 林政情報システムの概要について

林政情報システムは、森林法（昭和26年法律第249号）第5条に規定される神奈川地域森林計画（以下「計画」という。）を5年ごとに策定するに当たり、その森林資源情報の基礎データを管理することを目的として昭和60年に構築された。

計画の策定業務の一環として、計画の基本となる各種の森林情報の収集と整理のため、毎年度、県内の私有林を対象に資源的な調査（森林の区域、樹種、成長量等の変化）と、社会的な調査（森林の所有形態や保安林の指定等、森林に関する法規制の状況変化等についての調査）を行っている。

これらの調査によって得られたデータをもとに、森林面積や森林蓄積、林齢構成などの集計を行うとともに、計画の附属資料としての森林計画図や森林簿等の作成を行っている。

県では、これら大量の森林情報を適切に管理し、その活用を図るため、森林情報と地図情報をコンピュータで一体的に管理する地理情報システム（GIS）を導入した「林政情報システム」を構築している。

GISを利用することにより、森林現況に関する各種データの集計、分析をデジタル処理にて行うことができるとともに、様々な目的に応じて森林情報を視覚的に表示、出力することが可能になる。

なお、運用を開始した当時は、独自に開発した林政情報システムにて運用していたが、現在は林政情報システムにおいて扱っていたデータベースのみの更新を毎年度委託業務している。

(2) 林政情報システムデータ更新に係る委託業務の状況等について

林政情報システムデータ更新に係る委託業務については、昭和60年度から平成17年度まではA社と随意契約を締結しており、平成18年度以降は契約方法を条件付き一般競争入札へと変更した。

しかし、平成18年度時点においては、委託業務の修正対象となるデータが「カバレッジ形式」という古いデータ形式であることに加え、当該データの編集を行うためには、ソフト開発会社による更新が終了している専用アプリケーションが必要であることを委託業務契約に係る特記仕様書に規定しており、対応できる事業者が限定されること等から、結果的には平成18年度から平成30年度までのいずれの年度もA社が落札し、受注していた。

なお、林政情報システムデータは5年ごとの計画の策定において使用するもので、次期策定の令和4年度までに当該データが更新されていれば足りるものであり、毎年度委託業務している理由は、委託業務に係る予算及び業務量の

それぞれの平準化を図るためである。

(3) 本件委託業務契約及び本件修補契約の状況等について

本件委託業務契約及び本件修補契約の状況等は次のとおりである。

契約名称	本件委託業務契約			本件修補契約
	平成28年度契約	平成29年度契約	平成30年度契約	
契約方法	条件付き一般競争入札			随意契約
応札者数	2 者	3 者	1 者	—
契約者	A社			
契約金額	9,990,000円	22,150,800円	13,392,000円	0円(無償)
契約日	平成28年 9月5日	平成29年 7月3日	平成30年 9月10日	令和元年 12月5日
契約期間	契約日～ 平成29年 3月31日	契約日～ 平成30年 3月30日	契約日～ 平成31年 3月29日	契約日～ 令和2年 4月30日
検査日	平成29年 3月30日	平成30年 3月23日	平成31年 3月27日	令和2年 4月30日
支払日	平成29年 5月2日	平成30年 3月30日	平成31年 4月23日	—

(注) 契約金額及び契約期間は、変更契約後のものである。

(4) 本件委託業務契約に基づく成果品の不具合等の内容、影響等について

本件委託業務契約に基づく成果品に係る不具合等について、A社は県に対して複数回報告を行っており、当該報告を踏まえた不具合等の内容及び影響は、次のとおりである。

ア 不具合等の内容等について

平成28年度契約の履行に当たって扱うGISデータはカバレッジというデータ形式であり、ソフト開発会社の更新が終了している専用ソフト及びライセンスが必要である。そして、データが欠落したり、精度が低下したりするため、他のデータ形式に変換して作業を行うことは禁止している。

しかしながら、A社は、平成28年度契約に係る特記仕様書「10 その他 (3)」に違反して、他のデータ形式により図形作成作業を行ったことから、図形データの位置にずれが生じ、面積の集計値に誤差を生じさせた。また、附属する属性項目で、データの欠落や誤入力があった。

また、平成29年度契約に基づく成果品についても、平成28年度契約に基づく成果品のエラーを引き継ぎ、同様の仕様違反を行ったため、データに不具合を生じさせた。

さらに、平成30年度契約に基づく成果品においても同様の仕様違反及びデータの不具合があったことに加え、平成30年度契約に係る特記仕様書に規定された作業の一部が未実施であったことから更新されていないデータがあった。

なお、これらの不具合等は、平成27年度林政情報システムデータ更新委託業務に係る成果品を基に無償で実施された本件修補契約により全て修復が完了している。

イ 不具合等の影響について

本件委託業務契約の目的は、森林資源情報の基礎データを修正更新し、5年ごとに策定する計画に附属する森林計画図や森林簿などを作成することである。

属性項目に係るデータの不具合については、平成29年

度に行った計画に係る附属資料の作成のためのデータ分析・集計作業において参照する項目ではなかったため、計画の策定業務上の支障はなかった。

また、図形データがずれた距離は、縮尺5,000分の1の計画図上に表示できる限界の長さを大きく下回り、図面上の表示に影響はなかった。

そして、図形データの面積の誤差については、誤差のあった全ての図形データの数値を検証した結果、森林簿の最小面積単位である0.01ha未満の差であることを確認しており、計画の策定業務に影響を及ぼさない範囲であると判断している。

これらの個々の図形データの面積の差により、県全域の森林面積の集計値に0.03haの誤差が生じたが、県内の森林面積全体の約8万haに対して、ほぼ0%であり、同じく計画の策定業務に影響はないと判断した。

(5) 本件委託業務契約に基づく成果品に不具合等があったにもかかわらず当該成果品の修補に係る契約をA社と締結した理由について

「(4) 本件委託業務契約に基づく成果品の不具合等の内容、影響等について イ 不具合等の影響について」のとおり、結果的には計画の策定業務には影響はないと判断したものの、本件委託業務契約に基づく成果品に不具合等が発見された以上、A社が当該成果品に係る修補責任を免れるものではないと判断した。

当初は、当該成果品の修補業務を受注できるか否かについて、森林再生課が所管する業務に係る契約実績がある事業者5者に電話で確認したところ、いずれの事業者も対応できない旨の回答であったことから、A社以外の他事業者に対して当該成果品の修補に係る業務を委託することを断念した。

そのため、平成30年度契約に基づく成果品の修補は、平成30年度契約に係る契約書第24条に基づく「瑕疵担保責任」として、修補の請求権をA社に対して行使することとした。

併せて、平成28年度契約及び平成29年度契約に基づくそれぞれの成果品の不具合についても、A社からの無償による修補の申入れがあったことから、令和元年12月5日に当該成果品の修補に係る契約をA社と締結した。

(6) 本件委託業務契約に係る特記仕様書にA社が違反したこと等に対する措置について

「(4) 本件委託業務契約に基づく成果品の不具合等の内容、影響等について ア 不具合等の内容等について」のとおり、不具合等があったことに加え、平成29年度契約及び平成30年度契約に係るそれぞれの特記仕様書では、「3 業務概要 (2) 業務上の留意点 (必要環境機器)」及び「9 業務詳細 (2) 作業準備」において、専用ソフト等必要環境や機器が備えられているかについて、必要により県が立ち入り確認を行うことを規定しており、実際に平成29年11月及び平成31年1月にA社に出向き、同社の作業者のパソコン上で、特記仕様書に定められたソフトウェアを使用していること及びカバレッジ形式にて編集を行っていること

について、同社担当者から説明を受けながら確認するとともに、県が指示した修正箇所を画面にて表示させ、その修正方法の聞き取りを行う等、作業環境の確認を行った。

その際、A社は、平成29年度契約及び平成30年度契約に係るそれぞれ特記仕様書に違反し、カバレッジ形式以外の形式により編集作業を行っていた事実があるにもかかわらず、仕様どおりの作業をしているよう偽装し、終始カバレッジ形式によって編集している旨の虚偽の説明を行った。

さらに、A社として、平成30年5月には平成28年度契約及び平成29年度契約に基づくそれぞれの成果品に何らかの不具合が生じているおそれがあることを把握していたにもかかわらず、県に対して報告を行わないまま平成30年度契約を締結し、その後も平成31年3月まで何も報告せず、本件委託業務契約に係る特記仕様書に違反していることを認める報告を文書で行ったのは令和元年9月であった。

これらの理由から、県は、神奈川県指名停止等措置要領別表第2の措置要件第5号中の区分「その他契約条件に違反したとき」に該当するものとして、A社に対して3か月の指名停止（指名停止期間：令和元年12月17日から令和2年3月16日まで（3か月））を行っている。

(7) 本件修補契約に係る業務の協力企業（再委託先）であるB社が非正規に取得したソフトウェアを使用していた事実の把握の有無について

本件修補契約に係る契約書第3条第1項において、本件修補契約に係る業務を再委託することについては、県が承諾する場合のみ認めている。

A社は、本件修補契約に係る作業実施計画書において、データ修正作業の体制を提示しており、この中で検査担当（役割：データ品質検査（属性データ））にB社を協力企業（再委託先）として配置することとしており、県はこの作業体制を承諾した。

しかし、そもそも発注者が受注者に対して、作業で使用するソフトウェアの取得経緯までを調査する必要はないことに加え、本件修補契約に係る契約書及び特記仕様書においても、協力企業（再委託先）であるB社に対して調査等を行う特段の規定はなく、また、実際に調査等は行っていないことから、B社が非正規に取得したソフトウェアを使用した事実は把握していない。

(8) 本件修補契約に係る県の検査の実施について

令和2年4月30日に、本件修補契約に係る契約書第2条第1項に基づき、A社が委託業務完了通知書を提出したことから、完了検査実施予定日を令和2年4月30日(木)10時、検査員を環境農政局緑政部自然環境保全課副課長（以下「E職員」という。）とする完成検査を実施することを森林再生課主査（以下「F職員」という。）が起案し、同日、森林再生課長及び自然環境保全課長の決裁を経た。

そして、同日、E職員が当該契約書第2条第1項及び神奈川県環境農政局工事等検査要綱（以下「要綱」という。）に基づき、「神奈川県林政情報システムデータ修正 作業実施計画書」を踏まえ、「報告書」、「照査結果確認資料」等の

成果品について、それらの成果品と本件修補契約に係る設計図書を見比べて確認するとともに、必要に応じて、当該完成検査に同席していたA社担当者に対し口頭による確認を行った。

併せて、当該契約書第7条第1項に基づき、あらかじめ調査職員として選任していたF職員が行った令和元年12月及び令和2年1月の2回の作業状況に係る立入確認の結果について、当該立入確認の結果に係る報告書及びF職員に対して口頭による確認を行った。

これらの確認等により当該完成検査を実施し、E職員が作成した当該完成検査に係る完了検査調査書には、「神奈川県林政情報システムデータ修正 作業実施計画書」、「報告書」、「照査結果確認資料」等とともに当該完成検査の状況の写真を添えた。

(9) 本件委託業務契約に基づく成果品に不具合等が生じたことによる県への損害の有無及び損害がある場合、A社に対して損害賠償等を請求していない理由について

県顧問弁護士による法律相談を踏まえ、次の理由により、A社に対して損害賠償請求をしないことと判断した。

ア 県への損害の有無について

本件委託業務契約に基づく成果品については、業務の履行を確認し、検査及び支払が済んでいることから、当該成果品は完成とみなされ、本件委託業務契約に係る特記仕様書の違反による不具合等については瑕疵と判断した。

そして、「(4) 本件委託業務契約に基づく成果品の不具合等の内容、影響等について イ 不具合等の影響について」のとおり、当該瑕疵は、計画の策定業務上の支障はなかったことに加え、平成27年度林政情報システムデータ更新委託業務に係る成果品を基に無償で実施された本件修補契約により全て修復が完了している。

したがって、計画の策定における支障はなく、また、当該瑕疵に係る修補にも不必要な県費の負担は生じていないこと、そして、それ以外の県費の負担を含め、不必要な県費を支出又は負担した事実はないことから損害は発生していない。

イ A社に対して損害賠償等を請求していない理由について

「ア 県への損害の有無について」のとおり、損害は発生していないことから損害賠償をA社に対して請求しておらず、本件委託業務契約に基づく成果品に係る瑕疵の修補請求をA社に対して行い、当該瑕疵の修補が完了した成果品の納品を受けることが妥当と判断した。

(10) 令和元年度に林政情報システムデータ更新委託業務が行えなかったことによる県への影響について

本件委託業務に基づく成果品に係る不具合等が判明したことにより、令和元年度に予定していた林政情報システムデータ更新委託業務について、令和元年度内の発注ができなかった。

しかしながら、令和元年度内に当該委託業務を発注でき

なかったことにより、 unnecessary 県費を支出又は負担した事実はないことに加え、従前からのカバレッジ形式のデータを更新した上で、汎用性のあるジオデータベース形式及びシェープファイル形式により納品することなど、特記仕様書の内容を新たに見直して発注した令和2年度の林政情報システムデータ更新委託業務に係る契約（以下「令和2年度契約」という。）において、令和元年度に発注を予定していた分も含めて、2か年分の林政情報システムデータの更新を行うこととし、令和3年3月に成果品の納品を受けることができた。

したがって、令和元年度時点においては林政情報システムデータ更新委託業務の停滞はあったものの、令和2年度契約によりその停滞は解消されたことから、現時点で県への影響はない。また、林政情報システムデータは5年ごとの計画の策定において使用するもので、前記のとおり、次期策定の令和4年度までに当該データが更新されていれば業務上の影響は受けない。

なお、令和2年度契約に係る特記仕様書の見直しにより、令和3年度以降の林政情報システムデータ更新委託業務においては、汎用的な形式のデータを扱う作業となることから、当該委託業務に係る入札を執行した場合には、従前に比して応札者の増加が見込まれている。

(1) 本件監査請求に対する見解について

ア 「2 監査対象事項の特定 (1)」に掲げる主張について

本件修補契約を締結した理由は、「(5) 本件委託業務契約に基づく成果品に不具合等があったにもかかわらず当該成果品の修補に係る契約をA社と締結した理由について」のとおりであり、不当な契約に当たるとは考えていない。

イ 「2 監査対象事項の特定 (2)及び(3)」に掲げる主張について

A社は、「(7) 本件修補契約に係る業務の協力企業（再委託先）であるB社が非正規に取得したソフトウェアを使用していた事実の把握の有無について」のとおり、本件修補契約に係る作業実施計画書において、データ修正作業の体制を提示しており、加えて、アドバイザー・照査担当（役割：外部照査（プロセス・データ）及び技術支援）にソフトウェアの日本国内での販売会社であるC社を協力企業（再委託先）として配置することとしており、県はこの作業体制を承諾した。

そして、この作業体制によりC社は業務の履行過程において、使用するソフトウェアのライセンスについても確認を行っている。

また、県は、保守期間が終了したライセンスを使用することについて、C社からA社を通じ「永続的ライセンスとして購入されたものであるため、ソフトウェアが動作する環境さえあれば保守の有無に関係なく利用は可能である」旨の回答を受けている。

これらの状況により、県は、本件修補契約に係る特記

仕様書に規定する必要環境機器の条件は満たしていると認識しており、本件修補契約に係る業務の履行の際に受注者であるA社及び協力企業（再委託先）であるB社の使用するソフトウェアが正規に取得されたものであるか否かについてまで発注者である県が確認する必要はなく、また、このことは、本件修補契約に基づく成果品の受領後であっても同様であると考えている。

したがって、違法又は不当な契約の履行及び違法又は不当な財産の管理を怠る事実には当たるとは考えていない。ウ 「2 監査対象事項の特定 (4)」に掲げる主張について

県がA社に対して損害賠償請求をしていない理由は、「(9) 本件委託業務契約に基づく成果品に不具合等が生じたことによる県への損害の有無及び損害がある場合、A社に対して損害賠償等を請求していない理由について」のとおりであり、違法又は不当な財産の管理を怠る事実には当たるとは考えていない。

なお、「(10) 令和元年度に林政情報システムデータ更新委託業務が行えなかったことによる県への影響について」のとおり、令和元年度時点においては林政情報システムデータ更新委託業務の停滞はあったものの、令和2年度契約によりその停滞は解消されたことから、現時点で県への影響はなく、損害は発生していない。

4 関係人への調査

本件監査請求に関し、法第199条第8項の規定に基づき、本件修補契約の履行の際に使用するソフトウェアである「Arc Info Workstation」への関わり方、使用状況等について、令和3年6月22日に本件修補契約における県との契約者であるA社並びに協力企業（再委託先）とされるB社及びC社の各々の社から、別々に聞き取りによる調査を実施するとともに、関係資料の確認を行った。

それぞれの社の主張の要旨は、次のとおりであった。

(1) A社の主張の要旨について

本件修補契約に係る特記仕様書において、「カバレッジの編集が可能なD社製GISソフトを作業PCに用意すること」及び編集環境として「作業場所にArc Info Workstationを用意すること」が規定されていることから、それらの規定を満たす作業環境を構築する必要があった。

そこで、本件修補契約において、従前から従業員がA社の事業所内に常駐する契約を締結し、Arc Info Workstationの操作に長けているB社を属性データに対する検査担当として、また、Arc Info Workstationの日本国内での販売会社であるC社を全体的なアドバイザーかつ外部照査担当として、それぞれを協力企業（再委託先）とした。

また、本件修補契約に係る業務で用意したArc Info Workstationは全てA社が保有するものであり、Arc Info Workstationのバージョンについては、ver. 9.3で最新のver. 10.0では

なかった。

しかし、そもそもArcInfo Workstationについては、サポート自体が終了しているが、動作する環境さえあれば関係なく使用できること、そして、ver. 9.3とver. 10.0のどちらのバージョンでも成果品の精度に影響を与えないものであることをC社に確認するとともに、ver. 9.3を使用することについて県の承諾を得ていた。

本件修補契約に係る業務のB社の全ての作業は、A社の事業所内にあるA社が正規に取得し保有するver. 9.3のArcInfo WorkstationがインストールされたA社所有のPCを使用して行われた。

なお、A社以外の従業員にArcInfo Workstationを使用させることは問題がないことについては、C社の了解を得ていた。

以上により、本件修補契約において、A社が非正規又は不正にArcInfo Workstationを取得し、かつ、使用した事実はない。

(2) B社の主張の要旨について

本件修補契約における属性データに対する検査担当として、A社と契約を締結し協力企業（再委託先）となった。

従前からA社とは、B社の従業員がA社の事業所内に常駐する契約を締結していることもあり、本件修補契約に係る業務のB社の全ての作業は、A社内にあるA社が保有するArcInfo WorkstationがインストールされたA社所有のPCで行ったことから、B社の事業所内で行ったことはない。

また、そもそもB社はArcInfo Workstationを保有しておらず、本件修補契約に係る業務の作業のためArcInfo Workstationを取得した事実はない。

以上により、本件修補契約において、B社が非正規又は不正にArcInfo Workstationを取得し、かつ、使用した事実はない。

(3) C社の主張の要旨について

C社は、ArcInfo Workstationの日本国内での販売会社であることから、本件修補契約における全体的なアドバイザかつ外部照査担当としてA社と契約を締結し協力企業（再委託先）となった。

ArcInfo Workstationについては、最新はver. 10.0であり、既に2015年末に保守期間が終了しているが、保守期間が終了しているArcInfo Workstationであっても、動作する環境さえあれば使用できる。

また、ver. 10.0より前のバージョンであっても成果品（ArcInfoカバレッジ形式のデータ）のデータ仕様に影響を与えることはない。

なお、ArcInfo Workstationは、購入時に固有のライセンスコードが発行され、米国D社の認証サーバーに当該コードを登録することで使用が可能とな

るもので、購入者以外の者が同一コードで新たに登録し使用することはできない仕様である。

本件修補契約における外部照査の担当として、B社とは契約関係がないことから、B社に対してArcInfo Workstationの使用環境を確認したわけではないが、A社の作業用PCにおけるArcInfo Workstationのインストール状況等を確認したところ、適切にインストールされており、使用環境について問題は認められなかった。

C社は、作業用PCにArcInfo Workstationが適切にインストールされ、動作することを確認しており、この確認は、認証サーバーに正当な手続でコードが登録されていることの証左ともなる。

また、ArcInfo Workstationのライセンス購入についてA社はC社と契約を締結しており、その契約書（「マスター契約書」）には「お客様は、コンサルタントまたは請負業者に対して、(i) お客様が利用するためにD社製品の稼働環境を提供すること、(ii) お客様の利用目的を達成させる場合に限りD社製品を使用すること、を許可することができる」と記載されていることから、本件修補契約に係る作業に当たり、そもそも新たに又は不正にArcInfo Workstationを取得する必要性はないと思われる。

第5 監査の結果

1 認定した事実

職員調査による森林再生課及び関係人調査による関係人からの説明等を踏まえ、認定した事実は次のとおりである。

(1) 本件委託業務契約及び本件修補契約に係る経緯等について

本件委託業務契約及び本件修補契約の状況等については、「第4 監査の実施 3 監査対象箇所への調査 (3) 本件委託業務契約及び本件修補契約の状況等について」のとおりであるが、契約変更等の状況やA社からの報告等の状況を含め、これらを時系列で整理すると次のとおりである。

年度	月日	内容
平成28年度	9月5日	平成28年度契約を締結
	1月30日	平成28年度契約に係る変更契約（契約期間の変更）を締結
	3月8日	平成28年度契約に係る変更契約（契約金額の変更）を締結
	同月30日	平成28年度契約に基づく成果品の完成検査を実施
平成29年度	5月2日	平成28年度契約に係る契約金額支払
	7月3日	平成29年度契約を締結
	12月21日	平成29年度契約に係る変更契約（契約期間及び契約金額の変更）を締結
	3月23日	平成29年度契約に基づく成果品の完成検査を実施
平成30年度	5月頃	平成28年度契約及び平成29年度契約に基づくそれぞれの成果品について、何らかの不具合が生じているおそれがあることをA社は認識するも県へは報告せず
	9月10日	平成30年度契約を締結
	3月頃	平成28年度契約及び平成29年度契約

		に基づくそれぞれの成果品について、何らかの不具合が生じているおそれがあり、内部調査を行うことをA社から県へ口頭により報告
	同月27日	平成30年度契約に係る変更契約(契約金額の変更)を締結
	同日	平成30年度契約に基づく成果品の完成検査を実施
平成31年度 (令和元年度)	4月23日	平成30年度契約に係る契約金額支払
	9月25日	本件委託業務契約の仕様違反に係る詳細(仕様違反の内容等)をA社が県に文書で報告
	10月9日	本件委託業務契約の仕様違反に係る詳細(仕様違反に係る調査報告の遅延理由等)をA社が県に文書で報告
	12月5日	本件修補契約の締結
令和2年度	4月17日	本件修補契約に係る変更契約(契約期間の変更)を締結
	同月30日	本件修補契約に基づく成果品の完成検査を実施
	同日	本件修補契約に基づく成果品を受領

(2) 本件修補契約に係る検査の状況等について

ア 検査に係る規定等について

法第234条の2では、普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならないとされており、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の15では、検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類(当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)に基づいて行わなければならないとされている。そして、これらの規定を受け、神奈川県財務規則(昭和29年神奈川県規則第5号)では、第51条に「監督及び検査」に係る規定が置かれており、環境農政局では、要綱を定め、同局が所管する工事及び委託業務の検査に関し必要な事項を定めている。

イ 検査の対象

「ア 検査に係る規定等について」のとおり、検査は、契約の相手方の給付の完了について、その給付が契約の内容どおり適正に行われているかどうかを契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき確認するものであるとされている。

本件修補契約に係る特記仕様書「7 成果品」では、「受注者は、成果品として『別紙成果品一覧』に記載するものを納入するものとする」とされていることから、本件修補契約に係る検査は、この成果品一覧に記載された成果品について契約の内容どおりに適正に納入されたものかどうかを確認するものである。

ウ 本件修補契約に係る検査の実施等について

本件修補契約に係る検査については、令和2年4月30日付けの完了検査調査書において、同日に本件修補契約に基づく成果品に係る検査を行ったことがE職員から報告されており、当該完成検査調査書には、「神奈川県林政情報システムデータ修正 作業実施計画書」、「報告書」、「照

査結果確認資料」等とともに完了検査実施当日の状況と思われる写真が添えられている。そして、県は、同日に当該成果品を受領している。

なお、検査の内容について、県は、「第4 監査の実施 3 監査対象箇所への調査 (8) 本件修補契約に係る県の検査の実施について」に記載のとおりであるとしている。

(3) 本件修補契約の作業に係る使用ソフトウェアについて

本件修補契約に係る特記仕様書「3 業務概要 (2) 業務上の留意点(必要環境機器)」において、受注者は、業務の作業に当たり、ArcInfo Workstationを用意することとされているが、そのバージョンについては指定されていない。

本件修補契約において保守期間が終了しているライセンスを使用することについては、C社が令和2年5月11日に、件名を「RE:【神奈川県林政情報システムデータ】保守契約切れのライセンス利用について」としたA社宛での電子メールにおいて、「保守切れのライセンスのご利用に関しましては、当該ライセンスは『Perpetual License(永続的ライセンス)』としてご購入いただいたものですから、ソフトウェアが動作する環境さえあれば保守の有無に関係なくご利用いただけます」との回答をしている。

また、「第4 監査の実施 4 関係人への調査 (3) C社の主張の要旨について」のとおり、保守期間が終了しているArcInfo Workstationであっても動作する環境さえあれば使用でき、最新のver. 10.0より前のバージョンであっても成果品のデータ仕様に影響を与えることはないとしている。

なお、「第4 監査の実施 4 関係人への調査 (1) A社の主張の要旨について」及び「第4 監査の実施 4 関係人への調査 (2) B社の主張の要旨について」のとおり、ArcInfo Workstationを使用した業務の作業状況について、A社及びB社は次のとおりであったとしている。

① 本件修補契約に係る業務におけるB社の全ての作業は、A社の事業所内にあるA社所有のPCを使用して行われた。

② 本件修補契約に係る業務で用意したArcInfo Workstationは、全てA社が正規に取得し保有するもので、そのバージョンは最新のver. 10.0ではなくver. 9.3であった。

③ B社はArcInfo Workstationを保有しておらず、本件修補契約に係る業務の作業のためArcInfo Workstationを取得した事実はない。

一方、「第4 監査の実施 4 関係人への調査 (3) C社の主張の要旨について」のとおり、C社は、A社の作業PCにおけるArcInfo Workstationのインストール状況等を確認したところ、適切にインス

トールされており、使用環境について問題は認められなかったとしている。

(4) 本件修補契約に係る契約金額等について

本件修補契約については、令和元年12月5日付けで締結した後、令和2年4月17日付けで契約期間の変更を内容とする変更契約を締結している。

本件修補契約に係る契約書では、契約金額に係る記載は一切認められないが、「第4 監査の実施 3 監査対象箇所への調査 (5) 本件委託業務契約に基づく成果品に不具合等があったにもかかわらず当該成果品の修補に係る契約をA社と締結した理由について」のとおり、平成30年度契約に基づく成果品の修補は、「瑕疵担保責任」として、修補の請求権をA社に対して行使することとし、併せて、平成28年度契約及び平成29年度契約に基づくそれぞれの成果品の不具合についても、A社から無償による修補の申入れがあったことから、本件委託業務契約に基づく成果品の修補に係る契約をA社と締結したとしており、また、当該契約書第2条第1項に基づきA社が県に提出した令和2年4月30日付けの委託業務完了通知書では、契約金額の欄は「一円也」と記載されており、当該通知書の提出に伴い、同項に基づきE職員が成果品に係る完成検査を実施したことに関する完了検査調査では、契約金額の欄は「¥0」と記載されていることなどから、本件修補契約は、A社が無償で林政情報システムデータ更新委託業務成果品の修補を行うものであり、本件修補契約の締結に伴い新たな県費の負担は生じていない。

(5) 令和元年度に林政情報システムデータ更新委託業務が行えなかったことによる県への影響について

「第4 監査の実施 3 監査対象箇所への調査 (10) 令和元年度に林政情報システムデータ更新委託業務が行えなかったことによる県への影響について」のとおり。

2 判断の理由

本件監査請求に関し、「1 認定した事実」を踏まえ、本件委託業務契約に基づくそれぞれの成果品に大規模な不具合等があった状況において、県が本件修補契約を締結したことが違法又は不当な契約の締結に該当するか否か、B社が非正規に取得したソフトウェアを使用していた疑いがあったことについて必要な確認を怠ったまま、県が本件修補契約に基づく成果品を受領したことが違法又は不当な契約の履行に該当するか否か、本件修補契約に基づき成果品を受領後に、県がA社又はB社に対して非正規に取得したソフトウェアの使用に係る調査等を行っていないことが違法又は不当な財産の管理を怠る事実^ニに該当するか否か、さらには、本件委託業務契約に基づく成果品に不具合等があったのに、県がA社に対して損害賠償請求をしていないことが違法又は不当な財産の管理を怠る事実^ニに該当するか否かについて、以下のとおり判断を行った。

(1) 本件委託業務契約に基づくそれぞれの成果品に大規模な不具合等があった状況において、県が本件修補契約を締結したことが違法又は不当な契約の締結に該当するか否かに

ついて

本件修補契約の締結日は、「1 認定した事実 (1) 本件委託業務契約及び本件修補契約に係る経緯等について」のとおり、令和元年12月5日であり、本件監査請求の請求日は本件修補契約の締結日から既に1年を経過している。

法第242条第1項では、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる」と規定している。

さらに同条第2項では、前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない」と規定している。

この「正当な理由」について、平成14年9月12日付け最高裁判所第一小法廷判決では、「法242条2項本文は、普通地方公共団体の執行機関、職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法、不当なものであったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るものとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして、監査請求の期間を定めている。しかし、当該行為が普通地方公共団体の住民に隠れて秘密裡にされ、1年を経過してから初めて明らかになった場合等にもその趣旨を貫くのが相当でないことから、同項ただし書は、『正当な理由』があるときは、例外として、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過した後であっても、普通地方公共団体の住民が監査請求をすることができるようにしているのである。したがって、上記のように当該行為が秘密裡にされた場合には、同項ただし書にいう『正当な理由』の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。そして、このことは、当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合にも同様であると解すべきである。したがって、そのような場合には、上記正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと

解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである」としている。

請求人は、本件修補契約を締結した令和元年12月5日から1年以内に本件監査請求をしなかったことについて、「第2 請求の内容 1 請求人から提出された令和3年4月30日付け請求書の内容 第1 3」のとおり、「本件は新聞報道されていたわけではなく、神奈川県議会で議題に上がったこともないから、1年以内に監査請求をしなかったことについて『正当な理由』がある」と主張する。

しかしながら、請求人は、相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に住民監査請求をしたかどうかについては、何ら主張しておらず、さらには、当該行為の存在及び内容をいつ知ることができたのかについても言及していないことなどから、「正当な理由」が摘示されているとはいえない。

したがって、本件監査請求のうち、(1)に係る請求は、法第242条第2項に定める要件を欠くものであり、不適法なものである。

(2) B社が非正規に取得したソフトウェアを使用していた疑いがあったことについて必要な確認を怠ったまま、県が本件修補契約に基づく成果品を受領したことが違法又は不当な契約の履行に該当するか否かについて

本件修補契約に基づく成果品については、「1 認定した事実 (2) 本件修補契約に係る検査の状況等について ウ 本件修補契約に係る検査の実施等について」のとおり、E職員が令和2年4月30日に当該成果品に係る検査を行い、同日付けで完了検査調書を作成しており、県は、同日に当該成果品を受領している。そして、具体的な検査の方法、内容等について、県は、「第4 監査の実施 3 監査対象箇所への調査 (8) 本件修補契約に係る県の検査の実施について」のとおりであるとしている。

一方、検査は、契約の相手方の給付の完了について、その給付が契約の内容どおり適正に行われているかどうかを契約書、仕様書等の関係書類に基づき確認するものであるとされており、本件修補契約に係る特記仕様書において、受注者は、成果品として「別紙成果品一覧」に記載するものを納入するものとされていることから、本件修補契約に係る検査は、この成果品一覧に記載された成果品について契約の内容どおりに適正に納入されたものかどうかを確認するものとなる。このため、当該成果品の受領に当たっての検査において、Arc Info Workstationの取得経緯まで確認する必要があるとは認められない。

なお、関係人からArc Info Workstationを使用した業務の作業状況について聴取するなどして調査した限りにおいて、B社が非正規に取得したソフトウェアを使用していた事実は認められなかった。

したがって、(2)に係る請求について、県が本件修補契約に基づく成果品を受領したことは違法又は不当な契約の履

行に該当するとはいえない。

(3) 本件修補契約に基づく成果品を受領後に、県がA社又はB社に対して非正規に取得したソフトウェアの使用に係る調査等を行っていないことが違法又は不当な財産の管理を怠る事実に該当するか否かについて

本件修補契約に係る特記仕様書「7 成果品」では、「受注者は、成果品として『別紙成果品一覧』に記載するものを納入するものとする」と規定しており、別紙成果品一覧では本件修補契約に基づく具体的な成果品が一覧で記載されている。そして、その納品方法については、「DVD収録」「DVD-R収録」「紙出力図面」「簡易製本」のいずれかとなっており、全て有体物であることが認められる。

これらの有体物は「物品」に該当することから、本件修補契約に基づき県が受領した成果品は、法第237条に規定する「財産」に該当する。

本件監査請求において、請求人は、本件修補契約に基づく成果品を受領後に、県がA社又はB社に対して非正規に取得したソフトウェアの使用に係る調査等を行っていないことが違法又は不当な財産の管理を怠る事実

に該当すると主張する。しかしながら、本件修補契約に基づく成果品は、前記のとおり「財産」には該当するものの、既に受領している成果品について、当該成果品を作製等する過程で使用したソフトウェアに係る調査等を行うことは、当該成果品に係る財産の管理には該当しないと認められることから、法第242条第1項に規定されている財務会計上の行為又は怠る事実のいずれにも該当しない。

したがって、本件監査請求のうち、(3)に係る請求は、法第242条第1項に定める要件を欠くものであり、不適法なものである。

(4) 本件委託業務契約に基づく成果品に不具合等があったのに、県がA社に対して損害賠償請求をしていないことが違法又は不当な財産の管理を怠る事実に該当するか否かについて

本件修補契約は、「1 認定した事実 (4) 本件修補契約に係る契約金額等について」のとおり、A社が無償で林政情報システムデータ更新委託業務に基づく成果品の修補を行うものであり、本件修補契約の締結に伴い新たな県費の負担は生じていない。また、林政情報システムデータは、5年ごとの計画の策定において使用するもので、次期策定の令和4年度までに当該データが更新されていれば業務上の影響は受けないとされているところ、令和2年4月30日に本件修補契約に基づく成果品を受領したことにより、データの修復が全て完了していることから、計画の策定における支障もないと認められる。

一方、「1 認定した事実 (5) 令和元年度に林政情報システムデータ更新委託業務が行えなかったことによる県への影響について」により認定した「第4 監査の実施 3 監査対象箇所への調査 (10) 令和元年度に林政情報システムデータ更新委託業務が行えなかったことによる県への

影響について」のとおり、本件委託業務契約に基づく成果品に係る不具合等が判明したことにより、令和元年度に予定していた林政情報システムデータ更新委託業務について、令和元年度内の発注ができなかったものの、令和2年度契約において、令和元年度に発注を予定していた分も含めて2か年分の林政情報システムデータの更新を行うこととし、令和3年3月に成果品の納品を受けている。このように、令和元年度時点においては林政情報システムデータ更新委託業務の停滞はあったものの、令和2年度契約によりその停滞は解消されており、現時点で県への影響はない。

以上のとおり、本件委託業務契約に基づく成果品に不具合等があったことに伴う県への損害は発生していないと認められる。

したがって、県がA社に対して損害賠償等を請求していないことは違法又は不当な財産の管理を怠る事実には該当するとはいえない。

3 結論

以上のことから、契約締結日から本件監査請求の請求日までに1年を経過している本件修補契約の締結に係る請求については、法第242条第2項に定める要件を欠くものであり、また、本件修補契約に基づく成果品を受領後に、県がA社又はB社に対して非正規に取得したソフトウェアの使用に係る調査等を行っていないことに係る請求については、法第242条第1項に定める要件を欠くものであり、いずれも住民監査請求の対象に当たらない。

また、B社が非正規に取得したソフトウェアを使用していた疑いがあったことについて必要な確認を怠ったまま、県が本件修補契約に基づく成果品を受領したことに係る請求については、当該成果品の受領に当たっての検査において、本件修補契約の履行の際に使用するソフトウェアの取得経緯まで確認する必要があるとは認められないことから、違法又は不当な契約の履行に該当するとはいえず、本件委託業務契約に基づく成果品に不具合等があったのに、県がA社に対して損害賠償請求をしていないことに係る請求については、本件委託業務契約に基づく成果品に不具合等があったことに伴う県への損害は発生していないと認められることから、違法又は不当な財産の管理を怠る事実には該当するとはいえないため、これらの請求についてはいずれも理由がない。

神奈川県監査委員公表第15号

監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、請求人から提出された住民監査請求について、同条第5項の規定に基づき監査した結果を次のとおり請求人に通知したので、これを公表する。

令和3年9月24日

神奈川県監査委員 村上英嗣
同 太田眞晴
同 吉川知恵子

同 嶋村 ただし
同 てらさき 雄介
監第1123号
令和3年7月16日

請求人

(略) 様

神奈川県監査委員 村上英嗣
同 太田眞晴
同 吉川知恵子
同 嶋村 ただし
同 てらさき 雄介

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

令和3年5月19日に受理した住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定に基づき、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。

第1 請求に対する判断

請求を棄却する。

第2 請求の内容

1 請求人から提出された令和3年5月17日付け請求書の内容

（原則、内容は原文「1. 請求の要旨」及び「2. 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由」のまま。ただし、「神奈川県」を「県」に、本文中「、(コンマ)」のあった箇所を「、(読点)」に変更するなどそれぞれ表記を改めた。）

1. 請求の要旨

（前提となる法律関係）

県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金第6弾（交付要件等協力金の内容は、県のサイトhttps://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyoryokukin_6th.htmlのとおり、以下協力金という）の交付根拠法令は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第63条の2（以下法律条項という）であり、「国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置が事業者の経営及び国民生活に及ぼす影響を緩和し、国民生活及び国民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を効果的に講ずるものとする」と規定されている。

本件協力金において、「まん延の防止に関する措置」とは県から飲食店への時短営業要請であり、「事業者の経営に及ぼす影響」とは時短要請による売上の減収である。したがって、営業許可名義人か否かにかかわらず、協力金は売上の減少による「影響を緩和」し、「影響を受けた事業者を支援するため」に交付されなければならない。

（県職員の行為）

食品衛生法に基づく飲食店営業許可とは、その第1条のとおり「飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止」することを目的とした許可制度である。許可名義人は、食品衛生責任者であるにすぎず、時短要請により衛生管理の必要が減っただけであり、売上の減収があったわけではないから、当該

「影響を受けた事業者」にはあたらない。

産業労働局中小企業部中小企業支援課長及び同課の職員は、協力金の申請者を食品衛生法に基づく飲食店営業許可の「名義人であること」に限定する交付要件を増設したが、法律条項にはない要件であり、法律条項から逸脱している。そして、申請者が時短要請により「事業者の経営に及ぼす影響」を受けたことを交付要件から除外し、そのためその審査もしていない。

(損害の発生)

そのために、「まん延の防止に関する措置が事業者の経営及び国民生活に及ぼす影響を緩和」するという法律で規定された目的で交付されなければならない協力金が、飲食店営業許可名義人という「まん延の防止に関する措置が事業者の経営及び国民生活に及ぼす影響」を受けたといえない申請者に対し支払われ、県に損害が発生している。

申請者が時短要請により「事業者の経営に及ぼす影響」を受けたことを交付要件とせず、その審査もしていないのだから、申請者が「事業者の経営に及ぼす影響」を受けたといえないことは明らかである。

(違法不当な支出と損害の特定)

協力金は、その交付要件から営業許可名義人にしか支払われていないところ、営業許可名義人は「まん延の防止に関する措置が事業者の経営及び国民生活に及ぼす影響」を受けたとはいえないから、申請受付が開始された令和3年3月11日以降現在までに協力金第6弾で交付されたすべての申請人に対する協力金の支出が違法であり損害となる。

即ち、年月日は申請受付が開始された令和3年3月11日以降現在まで、支払金額は下記最高裁判決によれば摘示不要と解される、支払先は協力金を交付したすべての申請者である。少なくとも、県のサイトhttps://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyoryokukin_6th.htmlのとおり、令和3年3月11日以降令和3年5月14日までに23,600件協力金が交付され、1件あたり168万円×23,600件=39,648,000,000円の支出と損害がある。

平成16年12月7日最高裁判決は、「住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を、他の事項から区別し特定して認識することができるように、個別的、具体的に摘示することを要するが、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合して、住民監査請求の対象が特定の当該行為等であることを監査委員が認識することができる程度に摘示されているのであれば、これをもって足りるのであり、上記の程度を超えてまで当該行為等を個別的、具体的に摘示することを要するものではないというべきである。そして、この理は、当該行為等が複数である場合であっても異なるものではない。」とする。

これを本件監査請求についてみれば、協力金申請の各審査においてそれぞれ事務処理上不適切な支出とされたものである協力金の支出が違法な公金の支出であるとして、これによる県の損害をてん補するために必要な措置を講ずることを求

めるものであり、県中小企業支援課の各審査においては、それぞれ対象とする協力金の支出について1件ごとに不適切なものであるかどうかを審査したというのであるから、本件監査請求において、対象とする各支出に係る支出年月日、支出金額等の詳細が個別的、具体的に摘示されていなくとも、県監査委員において、本件監査請求の対象を特定して認識することができる程度に摘示されていたものということができる。そうすると、本件監査請求は、請求の対象の特定に欠けるころはないというべきである。

(求める措置)

上記、協力金第6弾で交付された協力金により上記県が受けた損害を、中小企業支援課の職員で、損害を防止する立場にあった職員に対し賠償させるよう求める。

2. 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

県監査委員には県議会議員が含まれており、中小企業支援課の上記行為に働きかけなど関わっていないとも限らず、公正な監査が期待できないこと、及び本件は正しい法律解釈が求められる案件であるところ、県監査委員には弁護士が1名しかおらず、他の監査委員の法的素養が不明であり、誤った法律解釈により判断される可能性が高い。

2 請求人

氏名 (略)

住所 (略)

3 請求人から提出された事実を証する書面

(原則、題名は原文「証拠方法」のまま。ただし、「神奈川県」を「県」に表記を改めた。なお、下記のURLにアクセスすると、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第6弾)について」と題する県のウェブページが表示され、当該協力金の概要、交付額、交付状況等が記載されているが、本件監査請求において、当該ウェブページの写し等は添付されていない。)

県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金第6弾交付要件等協力金の内容

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyoryokukin_6th.html

第3 請求の受理

本件監査請求は、実際に受け付けた令和3年5月19日付けをもって受理した。

第4 個別外部監査契約に基づく監査を行わなかった理由

請求人は、「第2 請求の内容 1 請求人から提出された令和3年5月17日付け請求書の内容」のとおり、「県監査委員には県議会議員が含まれており、中小企業支援課の上記行為に働きかけなど関わっていないとも限らず、公正な監査が期待できないこと、及び本件は正しい法律解釈が求められる案件であるところ、県監査委員には弁護士が1名しかおらず、他の監査委員の法的素養が不明であり、誤った法律解釈により判断される可能性が高い」ことを理由に、法第252条の43第1項に規定する個別外部監査契約に基づく監査によることを求めている。

しかしながら、法第198条の3第1項において、監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、監査基準に従い、常に公正不偏な態度を保持して、監査等を行わなければならないと規定されており、法制度上も普通地方公共団体の議会、長等他の機関から独立した行政機関として位置づけられているところ、法第196条第1項本文では、議員もその監査委員に選任されることが予定されているのであり、主観的な憶測をもって監査委員に公正な監査が期待できないとする請求人の主張には理由がない。

また、本件監査請求は、一般的な公金の支出業務である新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第6弾）（以下「本件協力金」という。）の交付に関わるものであり、その財務会計上の行為の違法性等についての判断を行うに当たって、特に監査委員に代わる外部の者による判断を必要とする事案であるとは認められない。

以上のことから、本件監査請求において、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるとは認められない。

第5 監査の実施

1 請求人からの証拠の提出及び陳述希望の有無

(1) 証拠の提出

請求人から新たな証拠の提出はなかった。

(2) 陳述の希望の有無

請求人から、陳述を行わない旨の申し出があったので、陳述は実施しなかった。

2 監査対象事項の特定

請求人は、県の行為について以下のとおり主張していると認められる。

本件協力金は、交付根拠法令である新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第63条の2第1項の規定に基づき、県による夜間営業時間の短縮（以下「時短営業」という。）の要請により売上減少の影響を受けた事業者に対し交付されなければならないところ、県は、時短営業の要請による売上減少の影響を受けた事業者には当たらない食品衛生法（昭和22年法律第233号）による営業許可を受けた名義人（以下「許可名義人」という。）であることを本件協力金の交付要件に加えた一方で、時短営業の要請による売上減少の影響を受けたことを交付要件から除外した。

このため、県は、特措法第63条の2第1項に規定する目的で交付されるべき本件協力金について、時短営業の要請による売上減少の影響を受けていない許可名義人に交付しており、県に損害が生じている。

以上のことから、県が、県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第6弾）交付事業（以下「本件協力金交付事業」という。）において本件協力金を許可名義人に交付したことが法第242条第1項に規定されている違法又は不当な公金の支出に該当するか否か、そして、これにより県に損害が生じているか否かを監査対象事項とした。

3 監査対象箇所への調査

本件監査請求に関し、監査対象箇所として、本件協力金交

付事業を所管する産業労働局中小企業部中小企業支援課（以下「中小企業支援課」という。）及び本件協力金の財源となっている国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「地方創生臨時交付金」という。）に係る事務を所管する政策局自治振興部地域政策課（以下「地域政策課」という。）を選定した。そして、令和3年6月15日13時30分から神奈川県庁新庁舎3階第1監査室において中小企業支援課の職員調査を実施し、本件協力金の交付状況等について聴取を行うとともに、同月25日10時から神奈川県庁本庁舎5階政策局共用会議室において地域政策課の職員調査を実施し、地方創生臨時交付金に関する制度概要等について聴取を行った。

なお、職員調査後も必要に応じて電話等で追加聴取を行った。

中小企業支援課及び地域政策課の主張の要旨は、次のとおりであった。

(1) 中小企業支援課

ア 本件協力金の交付状況について

令和3年6月10日現在における本件協力金の交付状況は、以下のとおりである。

- 申請件数 29,017件
- 処理済件数 27,144件
- 実績交付額 58,386,240,000円

イ 本件監査請求に対する見解について

(7) 請求人の「本件協力金の交付根拠法令は特措法第63条の2である」との主張に対する見解について

当課としては、本件協力金交付事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（以下「地方創生臨時交付金制度要綱」という。）や関連する内閣府発出の事務連絡などに基づき新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画（以下「実施計画」という。）を作成し、これにより国から交付を受けた地方創生臨時交付金を活用して実施している事業であると認識している。

(4) 請求人の「許可名義人が否かにかかわらず、本件協力金は売上の減少による影響を緩和し、影響を受けた事業者を支援するために交付しなければならない」との主張に対する見解について

地方創生臨時交付金制度要綱によれば、地方創生臨時交付金のうち、協力要請推進枠交付金及び即時対応特定経費交付金（以下「協力要請推進枠交付金等」という。）の交付対象事業は、特措法第24条第9項に基づき都道府県対策本部長が行う営業時間短縮の要請等に応じた対象者（飲食店を営業する者であって、食品衛生法第52条の都道府県知事の許可を受けた者等をいう。以下「3 監査対象箇所への調査」において同じ。）に対する協力金等であって、特措法に関する事務を担当する国務大臣（以下「特措法担当大臣」という。）との協議を経たものの給付に該当する事業であるとされている。

十分な財源を持たない県は、地方創生臨時交付金を

財源として本件協力金を交付せざるをえず、そのためには、本件協力金交付事業が上記の交付対象事業に該当する必要があることから、本件協力金の交付対象者を許可名義人としたところである。

したがって、本件協力金に係る申請者が許可名義人であるか否かは、本件協力金の交付に当たって欠くことができない要件であるため、この適否を否定する請求人の主張は失当である。

- (ウ) 請求人の「許可名義人は、食品衛生責任者にすぎず、時短要請により衛生管理の必要が減っただけであり、売上の減収があったわけではないから、当該影響を受けた事業者には当たらない」との主張に対する見解について

許可名義人であることは本件協力金の交付要件である一方で、売上減少の影響を受けた事業者であるか否かは交付要件ではなく、本件協力金の交付に当たっての審査とも関係がないため、請求人の主張は失当である。

- (エ) 請求人の「中小企業支援課長及び同課の職員は、本件協力金の申請者を許可名義人に限定する交付要件を増設したが、法律条項にはない要件であり、法律条項から逸脱している」との主張に対する見解について

「(イ) 請求人の「許可名義人か否かにかかわらず、本件協力金は売上の減少による影響を緩和し、影響を受けた事業者を支援するために交付しなければならない」との主張に対する見解について」とおり、地方創生臨時交付金を財源として本件協力金を交付せざるをえない県は、地方創生臨時交付金制度要綱等に基づき、本件協力金の交付対象者を許可名義人としたところであり、県が独自に増設した要件ではない。

なお、国が、地方創生臨時交付金を対象者に対して交付することを求める理由は、対象者は、許可を受けた店舗を直接運営しているか否かにかかわらず、また、売上減少の影響を受けているか否かにかかわらず、当該店舗に係る営業の責任を負っているためであると思料される。

例えば、対象者と対象者以外の者から同時に同一店舗における本件協力金の交付申請があった場合に、当該店舗における営業の実態を個別具体的に審査するのではなく、当該店舗に係る営業の責任を負う対象者からの申請が適正であれば、対象者に対して本件協力金を交付するよう統一することで、不正受給の防止と交付の迅速化を両立させようとする都道府県の業務負担の軽減を図ったものであると思料される。

- (オ) 請求人の「本件協力金の申請者が時短要請により事業者の経営に及ぼす影響を受けたことを交付要件とせず、その審査もしていないのだから、当該申請者が事業者の経営に及ぼす影響を受けたといえないことは明らかである」との主張に対する見解について

「(イ) 請求人の「許可名義人か否かにかかわらず、

本件協力金は売上の減少による影響を緩和し、影響を受けた事業者を支援するために交付しなければならない」との主張に対する見解について」とおり、国は、地方創生臨時交付金制度要綱において、地方創生臨時交付金の交付対象事業は、協力要請推進枠交付金等については、特措法第24条第9項に基づき都道府県対策本部長が行う営業時間短縮の要請等に応じた対象者に対する協力金等であって、特措法担当大臣との協議を経たものの給付に該当する事業であるとしており、これを受けて、県は、「対象店舗にかかる食品衛生法の営業許可証（飲食店営業又は喫茶店営業にかかる許可に限る。）に記載されている事業者であること」を本件協力金の交付要件としたところである。

このように「事業者の経営に及ぼす影響」の有無は本件協力金の交付要件ではないため、請求人の主張は失当である。

- (カ) 請求人の「申請受付が開始された令和3年3月11日以降現在までに本件協力金で交付された全ての申請人に対する協力金の支出が違法であり損害となる」及び「令和3年3月11日以降令和3年5月14日までに23,600件協力金が交付され、1件当たり168万円×23,600件＝39,648,000,000円の支出と損害がある」との主張に対する見解について

県は、地方創生臨時交付金制度要綱等に基づき、本件協力金交付事業を適正に実施しており、請求人が主張する違法性や損害額は存在していないため、請求人の主張は失当である。

(2) 地域政策課

ア 地方創生臨時交付金について

地方創生臨時交付金制度要綱によれば、地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を通じた地方創生を図ることを目的として、国が地方公共団体に交付する交付金であるとされており、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第2条第1項第4号に該当する給付金である。

そして、地方創生臨時交付金は、上記の政策目的を実現するために予算措置された予算補助に当たる。

イ 地方創生臨時交付金制度要綱等について

地方創生臨時交付金制度要綱は、地方創生臨時交付金について基本的な枠組みを定めた事務次官連名通知である。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金Q&A（第5版／令和3年4月1日）において、地方創生臨時交付金のうち、協力要請推進枠交付金については、「現下の感染状況を踏まえて、今後の感染拡大を

予防するために、効果的な営業時間短縮の要請等を行う地方公共団体を支援するためのものであることから、従来の通常分交付金と異なり、要請に応じた対象者に対する協力金等の給付に該当する事業に用途を限定している」としている。

なお、協力要請推進枠交付金の創設に伴い地方創生臨時交付金制度要綱を改正した際には、事務連絡において、協力要請推進枠交付金に係る地方創生臨時交付金制度要綱の今後の運用が定められた。

ウ 本件協力金交付事業における国と県の負担割合について

本件協力金交付事業は、県が国から地方創生臨時交付金の交付を受けて実施する国の交付金事業であり、国は、県に対して、地方創生臨時交付金のうち協力要請推進枠交付金を交付することにより、本件協力金交付事業に要する費用の8割を負担し、県は残りの2割を負担することとなっている。ただし、県負担分は、地方創生臨時交付金(通常分)を活用することが可能となっており、さらに、県負担分が一定額を上回る場合には、国は、県に対して、地方創生臨時交付金のうち即時対応特定経費交付金を追加的に交付することとしている。

このため、本件協力金交付事業に要する費用の内訳は、以下のとおりである。

総事業費 89,178,847千円

(内訳)

- 協力要請推進枠交付金充当額 70,811,328千円
- 即時対応特定経費交付金充当額 16,817,691千円
- 地方創生臨時交付金(通常分)充当額
1,549,828千円

なお、地方創生臨時交付金は、「ア 地方創生臨時交付金について」のとおり、補助金適正化法の対象となる給付金であり、県は、「イ 地方創生臨時交付金制度要綱等について」のとおり、地方創生臨時交付金制度要綱に定める地方創生臨時交付金の交付条件や事務連絡で示された地方創生臨時交付金制度要綱の運用等に従い、本件協力金交付事業を実施しなければならない。

エ 協力要請推進枠交付金等の交付条件と時短営業要請による売上減少について

「ウ 本件協力金交付事業における国と県の負担割合について」のとおり、本件協力金交付事業は、国から地方創生臨時交付金の交付を受けて実施される国の交付金事業であるため、地方創生臨時交付金制度要綱等に従い本件協力金を交付しなければならないとされているところ、地方創生臨時交付金制度要綱に定める協力要請推進枠交付金等の交付条件には、時短営業の要請に応じた対象者が要請により売上減少の影響を受けていることは条件とされていない。

オ 本件監査請求に対する見解について

- (7) 請求人の「本件協力金の交付根拠法令は特措法第63条の2である」との主張に対する見解について

県は、国から地方創生臨時交付金の交付を受けて本件協力金交付事業を実施している。また、地方創生臨時交付金は予算補助であり、特措法第63条の2を交付根拠とするものではないため、請求人の主張は失当である。

- (4) 請求人の「中小企業支援課長及び同課の職員は、本件協力金の申請者を許可名義人に限定する交付要件を増設したが、法律条項にはない要件であり、法律条項から逸脱している」との主張に対する見解について

県は、国から地方創生臨時交付金の交付を受けて本件協力金交付事業を実施している。また、地方創生臨時交付金は予算補助であり、特措法第63条の2を交付根拠とするものではないため、請求人の主張は失当である。

- (5) 請求人の「本件協力金の申請者が時短要請により事業者の経営に及ぼす影響を受けたことを交付要件とせず、その審査もしていないのだから、当該申請者が事業者の経営に及ぼす影響を受けたといえないことは明らかである」との主張に対する見解について

県は、国から地方創生臨時交付金の交付を受けて本件協力金交付事業を実施している。また、地方創生臨時交付金は予算補助であり、特措法第63条の2を交付根拠とするものではないため、請求人の主張は失当である。

第6 監査の結果

1 認定した事実

職員調査による中小企業支援課及び地域政策課からの説明等を踏まえ、認定した事実は次のとおりである。

(1) 本件協力金の交付根拠について

本件協力金交付事業は、地方創生臨時交付金制度要綱等に基づき実施計画を作成し、これにより国から交付を受けた協力要請推進枠交付金等の地方創生臨時交付金を活用して実施する国の交付金事業である。そして、地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を通じた地方創生を図ることを目的とする予算補助であり、特措法第63条の2第1項を交付根拠とするものではない。

(2) 協力要請推進枠交付金等の交付対象事業及び用途について

地方創生臨時交付金制度要綱によれば、協力要請推進枠交付金等の交付対象事業は、特措法第24条第9項に基づき都道府県対策本部長が行う営業時間短縮の要請等に応じた対象者(飲食店を営業する者であって、食品衛生法第52条の都道府県知事の許可を受けた者等をいう。以下「1 認定した事実」において同じ。)に対する協力金等であって、特措法担当大臣との協議を経たものの給付に該当する事業であるとされている。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金Q&A（第5版／令和3年4月1日）において、地方創生臨時交付金のうち、協力要請推進枠交付金については、「現下の感染状況を踏まえて、今後の感染拡大を予防するために、効果的な営業時間短縮の要請等を行う地方公共団体を支援するためのものであることから、従来の通常分交付金と異なり、要請に応じた対象者に対する協力金等の給付に該当する事業に用途を限定している」としている。

なお、本件協力金交付事業は、国から地方創生臨時交付金の交付を受けて実施される国の交付金事業であるため、地方創生臨時交付金制度要綱等に従い本件協力金を交付しなければならないとされているところ、時短営業の要請により売上減少の影響を受けていることは、協力要請推進枠交付金等の交付条件とはされていない。

(3) 本件協力金交付事業における国と県の負担について

「第5 監査の実施 3 監査対象箇所への調査 (2) 地域政策課 ウ 本件協力金交付事業における国と県の負担割合について」のとおり。

(4) 本件協力金交付事業の実施について

本件協力金交付事業は、県が国から地方創生臨時交付金の交付を受けて実施する国の交付金事業である。

地方創生臨時交付金は、補助金適正化法の対象となる給付金であり、県は、補助金適正化法のほか、地方創生臨時交付金制度要綱に定める地方創生臨時交付金の交付条件や事務連絡で示された地方創生臨時交付金制度要綱の運用等に従い、本件協力金交付事業を実施しなければならないこととされている。

(5) 本件協力金交付事業の交付要件について

国は、地方創生臨時交付金制度要綱において、協力要請推進枠交付金等の交付対象事業は、特措法第24条第9項に基づき都道府県対策本部長が行う営業時間短縮の要請等に応じた対象者に対する協力金等であって、特措法担当大臣との協議を経たものの給付に該当する事業であるとしており、これを受けて、県は、「対象店舗にかかる食品衛生法の営業許可証（飲食店営業又は喫茶店営業にかかる許可に限る。）に記載されている営業者であること」を本件協力金の交付要件としている。

なお、地方創生臨時交付金制度要綱等において、時短営業の要請により売上減少の影響を受けていることは、協力要請推進枠交付金等の交付条件とはされていない。

2 判断の理由

本件監査請求に関し、「1 認定した事実」を踏まえ、県が、本件協力金交付事業において、本件協力金を許可名義人に交付したことが法第242条第1項に規定されている違法又は不当な公金の支出に該当するか否か、そして、これにより県に損害が生じているか否かについて、以下のとおり判断を行った。

(1) 県が、本件協力金交付事業において、本件協力金を許可名義人に交付したことが法第242条第1項に規定されている違法又は不当な公金の支出に該当するか否かについて

本件監査請求において、請求人は、本件協力金は、交付根拠法令である特措法第63条の2第1項の規定に基づき、県による時短営業の要請により売上減少の影響を受けた事業者に対し交付されなければならないところ、県は、時短営業の要請による売上減少の影響を受けた事業者には当たらない許可名義人であることを本件協力金の交付要件に加えた一方で、時短営業の要請による売上減少の影響を受けたことを交付要件から除外したと主張する。

しかしながら、本件協力金交付事業は、「1 認定した事実 (1) 本件協力金の交付根拠について」のとおり、予算補助であり特措法第63条の2第1項を交付根拠とするものではない。

そして、「1 認定した事実 (2) 協力要請推進枠交付金等の交付対象事業及び用途について」のとおり、地方創生臨時交付金制度要綱において、協力要請推進枠交付金等の交付対象事業については、特措法第24条第9項に基づき都道府県対策本部長が行う営業時間短縮の要請等に応じた対象者（飲食店を営業する者であって、食品衛生法第52条の都道府県知事の許可を受けた者等をいう。）に対する協力金等であって、特措法担当大臣との協議を経たものの給付に該当する事業であるとされており、時短営業の要請により売上減少の影響を受けていることについては、協力要請推進枠交付金等の交付条件とはされていない。一方、本件協力金交付事業は、国から地方創生臨時交付金の交付を受けて実施される国の交付金事業であるため、県は、地方創生臨時交付金制度要綱等に従い本件協力金を交付しなければならないこととされている。

したがって、県が、本件協力金交付事業において、地方創生臨時交付金制度要綱の規定等に基づき、売上減少の影響の有無にかかわらず本件協力金を許可名義人に交付したことは、違法又は不当な公金の支出に該当するとはいえない。

(2) 本件協力金を許可名義人に交付したことにより、県に損害が生じているか否かについて

「(1) 県が、本件協力金交付事業において、本件協力金を許可名義人に交付したことが法第242条第1項に規定されている違法又は不当な公金の支出に該当するか否かについて」のとおり、売上減少の影響の有無にかかわらず本件協力金を許可名義人に交付したことは、違法又は不当な公金の支出に該当するとはいえないことから、県に損害は生じていない。

3 結論

以上のことから、県が、本件協力金交付事業において、地方創生臨時交付金制度要綱の規定等に基づき、売上減少の影響の有無にかかわらず本件協力金を許可名義人に交付したことは、違法又は不当な公金の支出に該当するとはいえず、これにより県に損害は生じていないことから、本件監査請求には理由がない。

神奈川県監査委員公表第16号

監査の結果に関する報告について

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年9月24日

神奈川県監査委員 村上英嗣
 同 太田真晴
 同 吉川知恵子
 同 嶋村ただし
 同 てらさき雄介

第1 監査の種類

財務監査(定期監査)及び行政監査

第2 監査の対象

1 財務監査(定期監査)

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 行政監査

事務の執行(1に定める監査の対象を除く。)

第3 監査の着眼点

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

第4 監査実施箇所数

出先機関352か所のうち、令和3年4月30日までに監査の結果を取りまとめた99か所(他の監査実施箇所については、今後、監査の結果を取りまとめ次第報告する予定)

第5 監査実施期間

令和3年1月12日から同年4月28日まで

(職員調査は、令和2年12月1日から令和3年4月15日まで実施)

第6 監査の実施内容

1 財務監査(定期監査)

令和2年度の事務事業を対象として、次の各事項について監査を実施した。なお、必要に応じて過年度の事務事業も対象とした。

- (1) 予算執行の適否
- (2) 収入の適否
- (3) 支出の適否
- (4) 会計事務処理の適否
- (5) 契約締結手続及び履行の適否
- (6) 課税徴収事務の適否
- (7) 工事執行の適否
- (8) 補助金その他財政的援助の適否
- (9) 現金及び有価証券の出納保管の適否
- (10) 財産の取得、管理及び処分の適否
- (11) 庶務事務執行の適否
- (12) その他必要と認める事項

2 行政監査

1の監査と併せて、次の各事項についても監査を実施した。

- (1) 事務事業執行の適否
- (2) 組織及び執行体制の当否
- (3) その他必要と認める事項

第7 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、指摘事項が34件認められ、その内訳は不適切事項32件、要改善事項2件であり、これを局等別に示すと次表のとおりである。

(単位:か所、件)

局等	実施箇所数	指摘事項が認められた箇所		内訳			
				不適切事項		要改善事項	
		箇所数	件数	箇所数	件数	箇所数	件数
政策局	2	0	0	0	0	0	0
総務局	7	3	3	3	3	0	0
くらし安全防災局	1	0	0	0	0	0	0
国際文化観光局	1	0	0	0	0	0	0
環境農政局	8	3	3	3	3	0	0
福祉子どもみらい局	1	0	0	0	0	0	0
健康医療局	9	4	4	3	3	1	1
産業労働局	5	1	2	1	2	0	0
県土整備局	6	4	8	4	8	0	0
企業庁	12	4	6	4	5	1	1
教育委員会	30	5	7	5	7	0	0
公安委員会	17	1	1	1	1	0	0
計	99	25	34	24	32	2	2

(注)1 「不適切事項」とは、次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- (1) 法令等に違反すると認められる事案
- (2) 予算目的に反していると認められる事案
- (3) 不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案
- (4) 事務処理等が適切を欠くと認められる事案

2 「要改善事項」とは、次のいずれかに該当する事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- (1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案
- (2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

3 不適切事項の指摘箇所と要改善事項の指摘箇所には、重複している箇所があるため、指摘事項が認められた箇所数は、内訳に記載の箇所数の合計とは一致しない。

4 国際文化観光局の1か所は、国際言語文化アカデミアであり、令和3年3月31日に廃止されている。

2 不適切事項

(1) 項目別件数内訳

不適切事項32件の内容は、後記「4 箇所別の監査結果」

のとおりであるが、指摘した事務の別に整理すると次表のとおりである。

項目	件数(件)	構成率(%)
予算執行	2	6.3
収入	2	6.3
支出	2	6.3
会計事務処理	0	0
契約	13	40.6
課税徴収	2	6.3
工事	3	9.4
補助金	0	0
現金・有価証券	0	0
財産	6	18.8
庶務	0	0
その他	2	6.3
計	32	100.0

(注) 構成率は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、各項目を合計しても100にならない。

(2) 特記すべき事案

不適切事項32件のうち、特記すべきものが次のとおり2件ある。

ア 金額的に特記すべき事案

(7) 過大支出又は収入不足の指摘でその規模が5万円以上のもの
該当なし。

(イ) 支払不足又は過大徴収の指摘でその規模が10万円以上のもの
該当なし。

(ウ) 上記(7)又は(イ)には該当しないが、収入又は支出に関する指摘でその規模が100万円以上のもの(契約手続に関するものを除く。)
該当なし。

(エ) 財産管理に関する指摘でその規模が100万円以上のもの
該当なし。

(オ) 契約手続に関する指摘でその規模が1,000万円以上のもの

○ 厚木南合同庁舎清掃業務委託契約(契約額6,732,000円)及び厚木南合同庁舎保守管理等業務委託契約(契約額11,880,000円)について、前金払をすることができる経費ではないにもかかわらず、誤って前金払ができる旨の条項を設けていた。(県土整備局神奈川県厚木土木事務所 p.22)

○ 企相第18号相模原市中央区由野台2丁目29番付近配水管改良工事(概数設計)ほか1件(契約額計75,598,820円)の入札に当たり、工事条件付き一般競争入札参加資格審査会で同種工事の施工実績を競争参加資格要件として設定していなかったにもかかわらず、これを設定して入札を行い、受注者を決定し

ていた。(企業庁神奈川県企業庁相模原水道営業所 p.22)

(カ) 上記のいずれにも該当しないが故意又は重大な過失に対する指摘でその規模が1,000円以上のもの
該当なし。

イ 内容的に特記すべき事案

(7) 法律・規則(政省令及び条例を含む。)違反のもの
a 同一箇所異なる法律・規則違反が3件以上あったもの
b 同一箇所同一の法律・規則違反が3回以上行われたもの
c 法律・規則違反の状態が1年以上継続しているもの
いずれも該当なし。

(イ) 予算目的に著しく反しているもの
該当なし。

(ウ) 事務処理等が著しく不適切なもの
a 法定期限はないが事務処理の遅延が1年以上にわたるもの
b 県民の身体、生命及び財産等に直ちに影響のあるもの
c 県民が利用する施設等の管理を怠り危険な状態となっているもの
d 業者等への支払の期限を6月以上遅延しているもの
いずれも該当なし。

3 要改善事項

要改善事項2件を、指摘した事由の別に掲げると次のとおりである。

(1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案

鎌倉水道営業所の機械警備業務委託契約及び清掃業務委託契約に関する件(企業庁神奈川県企業庁鎌倉水道営業所)

鎌倉水道営業所逗子分館(以下「分館」という。)の清掃業務委託契約及び機械警備業務委託契約について、いずれも、長期継続契約とすることにより競争入札とすることが可能であったにもかかわらず、単年度で契約を締結しており、予定価格が100万円を超えないことから、随意契約を行っていた。

分館は、鎌倉水道営業所(以下「営業所」という。)が管理する行政資産であり、営業所が保有する貯蔵品、保存文書等の保管場所や寒川浄水場の分室として使用するほか、その一部について、平成21年度から逗葉管工事業協同組合(以下「貸付先」という。)に有償で貸し付けており、職員調査時においては、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの2年間を貸付期間としていた。

営業所は、分館の清掃業務及び時間外、休日等における機械警備業務を外部事業者へ委託して実施しているが、両業務については、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」等の規定により、長期継続契約を締結す

ることができるものとされているにもかかわらず、いずれも単年度契約を締結しており、清掃業務委託契約については、予定価格が100万円を超えないことを理由として見積合せによる随意契約(契約額781,550円)を、機械警備業務委託契約については、予定価格が50万円を超えないことを理由として一者随意契約(契約額485,760円)をそれぞれ行っていた。

上記のように単年度契約を締結していることについて、営業所は、老朽化により分館の維持が困難になりつつあるため、企業庁として分館の早期処分に向けて取り組んでおり、貸付先との賃貸借契約については、処分の前提となる貸付先の移転などの見通しが立っていない中で、貸付けが長期化しないよう契約期間を2年としているところであるが、清掃業務委託契約及び機械警備業務委託契約に係る長期継続契約において、それぞれ通例とされる3年間及び5年間の契約期間により両契約を締結することとした場合、賃貸借契約の契約期間を超えることとなり、貸付先から分館を長期的に保有する意向があると受け取られかねず、貸付先の移転などに支障をきたすおそれがあることによるものであるとしている。

しかしながら、長期継続契約の契約期間は、清掃業務委託については3年が、機械警備業務委託については使用する設備等の耐用年数がそれぞれ上限とされていることから、貸付先との賃貸借契約の期間を超えない範囲で契約期間を設定し、長期継続契約を締結することなども可能である。そして、長期継続契約に移行すれば、受注者の決定は、財政課長通知により、競争入札によることになるため、契約の競争性、透明性等が確保されることになるほか、毎年度の契約事務に係る負担が軽減され、業務効率の向上にも資することになる。特に、機械警備業務委託契約については、過去の監査結果において、長期継続契約とすることにより調達規模等の拡大を図って競争入札とすることで、単年度契約時に比べて大幅に年当たりの契約額が低下しており、相当な経費削減効果が認められていることから、契約期間が通例とされる5年を下回るものであっても一定の経費削減効果が期待されることである。

したがって、分館の清掃業務委託契約及び機械警備業務委託契約について、契約の競争性及び透明性の確保並びに業務効率等の向上に資するため、貸付期間終了後の貸付先との賃貸借契約の状況等も踏まえ適切な契約期間を設定した上で、長期継続契約に移行し競争入札とするよう改善する必要がある。

(2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

(1) 不適切事項又は要改善事項が認められた箇所(25か所、34件)

ア 総務局(3か所、3件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県神奈川県税事務所	令和3年3月17日 (令和3年1月19日)	(不適切事項) 税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷

精神保健福祉センターの精神科救急患者等の移送契約に関する件(健康医療局神奈川県精神保健福祉センター)

精神保健福祉センター(以下「センター」という。)では、患者移送委託契約について、契約の性質又は目的が競争入札に適しないとして、予定価格が100万円を超えるにもかかわらず、競争入札に付することなく一者随意契約を行っていた。

県では、精神科救急医療体制について、24時間365日の受入体制を全県1圏域として整備しており、県及び横浜、川崎、相模原各市(以下「3政令市」といい、県と合わせて「実施主体」という。)が協調して患者移送事業等の精神科救急医療に係る事業を実施することとしている。

センターは、患者移送事業の実施に当たり、精神科救急患者等を医療機関に移送する業務(以下「精神科救急患者等移送業務」という。)について、3政令市と協議して選定した事業者へ委託しており、センター及び3政令市は、当該事業者との間で患者移送委託契約(単価契約、概算総価額(センター分)23,036,000円)を5者間の契約として締結していた。そして、センターは、患者移送委託契約について、実施主体が協調して精神科救急患者等移送業務を実施するもので、センター及び3政令市が全て同一の事業者と契約を締結する必要があることなどから、契約の性質又は目的が競争入札に適しないとして、予定価格が100万円を超えるにもかかわらず、競争入札に付することなく一者随意契約を行っていた。

しかしながら、精神科救急患者等移送業務の実施に当たり、センター又は3政令市のいずれかが競争入札により事業者を選定し、他者も合わせて当該事業者と患者移送委託契約を締結することとすれば、現状と同様、実施主体が協調して業務を行うことが可能であり、業務上の支障はないと認められることから、センターにおいて、競争入札による事業者の選定等に向けて必要な協議を行わないまま、患者移送委託契約について、契約の性質又は目的が競争入札に適しないとして、一者随意契約を行っていたことは適切とは認められない。

したがって、センターにおいて、3政令市と協議を行い、患者移送委託契約について、競争入札により事業者を選定することとするなど、契約の公正性、透明性等を確保するよう改善する必要がある。

4 箇所別の監査結果

監査した99か所のうち、不適切事項又は要改善事項が認められた箇所は25か所、認められなかった箇所は74か所で、それぞれの箇所をその属する局等別に整理すると次のとおりである。

	職員調査)	地の地上権及び賃借権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが3件、93,100円(本税)あった。 その結果、上記の課税誤り3件、93,100円(本税)の返還に当たり、遅延損害金が32,304円発生していた。
神奈川県緑税事務所	令和3年2月19日 (令和2年12月18日職員調査)	(不適切事項) 税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の賃借権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが1件、86,600円(本税)あった。 その結果、上記の課税誤り1件、86,600円(本税)の返還に当たり、遅延損害金が34,675円発生していた。
神奈川県川崎県税事務所	令和3年3月4日 (令和3年1月21日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、自動体外式除細動器の賃貸借契約(契約額47,520円、契約期間:令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)の締結に当たり、契約日が令和2年4月13日であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けることなくその効力を遡及させていた。

イ 環境農政局 (3か所、3件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県環境科学センター	令和3年3月22日 (令和3年1月12日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、電子顕微鏡保守管理委託契約(契約額1,534,676円)の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。
神奈川県横浜川崎地区農政事務所	令和3年4月26日 (令和3年1月29日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、電柱への通信線の共架に係る行政財産の使用許可1件について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和2年3月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額46,919円のうち26,493円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。
神奈川県水産技術センター	令和3年4月26日 (令和3年2月9日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、冷蔵庫の収集運搬・リサイクル料6,380円の執行に当たり、収集運搬料(1,650円)については「(節) 役務費」とすべきところ、リサイクル料と併せて全額を「(節) 委託料」で執行していた。

ウ 健康医療局 (4か所、4件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立よこはま看護専門学校	令和3年2月2日 (令和2年12月8日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、機械警備業務委託契約(契約額863,280円、契約期間:令和2年4月1日から令和5年3月31日まで)の締結に当たり、長期継続契約であることから、財政課長通知に基づき競争入札により契約者を決定すべきところ、見積合せを行い随意契約を締結していた。
神奈川県精神保健福祉センター	令和3年2月15日及び同年4月28日 (令和2年12月23日及び同月24日職員調査)	(要改善事項) 「精神保健福祉センターの精神科救急患者等の移送契約に関する件」(前記3(2)参照)
神奈川県食肉衛生検査所	令和3年1月28日 (令和2年12月7日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、管理棟及び精密検査棟空調機器保守業務委託契約(契約額495,000円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合と同規則により必要とされる支出負担行為に係る伺いへの履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしていなかった。
神奈川県動物愛護センター	令和3年3月10日 (令和2年12月3日職員調査)	(不適切事項) 歳計外現金事務において、登録ボランティア活動謝礼等に係る所得税及び復興特別所得税1件、10,989円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。

エ 産業労働局 (1か所、2件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立東部総合職業技術校	令和3年1月29日 (令和2年12月10日及び同月11日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、行政財産の使用許可に係る使用料2件、8,868円について、調定が3月を超えて遅れていた。 2 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に防犯灯1基が共架されているものがあった。

オ 県土整備局 (4か所、8件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県平塚土木事務所	令和3年2月15日 (令和2年12月23日)	(不適切事項) 契約事務において、いせはら塔の山緑地公園パークセンターの機械警

	から同月25日まで職員調査)	備業務委託契約(契約総額352,440円、契約期間:令和2年4月1日から令和7年3月31日まで)の締結に当たり、長期継続契約であることから、財政課長通知に基づき競争入札により契約者を決定すべきところ、見積合せを行い随意契約を締結していた。
神奈川県厚木土木事務所	令和3年2月26日(令和2年12月7日から同月9日まで職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 産業廃棄物の運搬及び処分委託契約(単価契約、概算総価額1,006,500円)の締結に当たり、契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則により義務付けられている処分及び最終処分の場所等に関する事項等を記載していなかった。 (2) 厚木南合同庁舎清掃業務委託契約(契約額6,732,000円)及び厚木南合同庁舎保守管理等業務委託契約(契約額11,880,000円)について、前金払をすることができる経費ではないにもかかわらず、誤って前金払ができる旨の条項を設けていた。[特記前出] 2 工事事務において、令和2年度河川修繕工事県単(その2)、令和2年度砂防環境整備工事県単(その1)除草業務委託合併ほか1件の設計額の積算に当たり、堤防除草工の発生材処理工について、当初設計に引き続き、変更設計においても処理費の単価の算定を誤ったため、変更後の設計額(計14,289,000円)が55,000円過大であった。 3 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 地方公営企業が行う下水道管及びマンホールの設置に伴う行政財産の使用許可に当たり、行政財産の使用許可取扱要領に定める使用料減免の対象とならないにもかかわらず、使用料を減額していた。これにより、令和2年度の使用料1件、7,046円が徴収不足であった。 (2) 行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあった。これにより、令和2年度の共架柱に係る使用料2件、3,906円が徴収不足であった。
神奈川県厚木土木事務所東部センター	令和3年2月26日(令和2年12月10日、同月11日及び同月14日職員調査)	(不適切事項) 歳計外現金事務において、河川管理協力員報償費に係る所得税及び復興特別所得税1件、273円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。
神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター	令和3年2月26日(令和2年12月17日及び同月18日職員調査)	(不適切事項) 工事事務において、令和元年災害復旧工事県単(その31)の設計額の積算に当たり、作業場所に設置した仮設の敷鉄板の運搬費について、往復分の運搬費用を計上すべきところ、誤って片道分の運搬費用を計上して積算するなどしていたため、設計額(10,978,000円)が220,000円過小であった。

カ 企業庁(4か所、6件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県企業庁相模原水道営業所	令和3年2月26日(令和3年1月14日及び同月15日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、企相第18号相模原市中央区由野台2丁目29番付近配水管改良工事(概数設計)ほか1件(契約額計75,598,820円)の入札に当たり、工事条件付き一般競争入札参加資格審査会で同種工事の施工実績を競争参加資格要件として設定していなかったにもかかわらず、これを設定して入札を行い、受注者を決定していた。[特記前出]
神奈川県企業庁鎌倉水道営業所	令和3年4月26日(令和3年1月18日及び同月19日職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、企鎌第9号鎌倉水道営業所管内配水池等構内整備の設計額の積算に当たり、植栽手入工について、当初設計に引き続き、変更設計においても、刈草・剪定材の処分料に係る消費税等を二重に計上したため、変更後の設計額(計10,318,000円)が110,000円過大であった。 2 財産管理事務において、行政資産の使用許可の手続を行わないまま電柱に防犯灯1基が共架されているものがあった。 (要改善事項) 「鎌倉水道営業所の機械警備業務委託契約及び清掃業務委託契約に関する件」(前記3(1)参照)
神奈川県企業庁寒川浄水場	令和3年4月22日(令和3年3月18日及び同月19日職員調査)	(不適切事項) 工事事務において、企寒第25号寒川浄水場浸水対策(門扉部)工事の変更設計額の積算に当たり、仮設の敷鉄板の運搬費43,680円を計上していなかったことなどにより、変更後の設計額(101,453,000円)が44,000円過小であった。その結果、変更後の契約額(96,329,200円)が41,800円過小であった。
神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所	令和3年2月5日(令和2年12月21日及び同月22日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、寒川取水施設環境整備工事(草刈)(契約額4,785,000円)に係る第2回出来高支払額(3,220,000円)について、誤って第1回出来高支払額を含めて算定したため、支払額が1,300,000円過大であった。

キ 教育委員会(5か所、7件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立図書館	令和3年3月11日 (令和3年1月28日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、令和2年3月分後納郵便料金91,796円の支払に当たり、支出手続を失念していた令和2年4月分の手当代75,318円が先に口座振替されたことにより、前渡金受領職員公共料金口座の残高不足が生じたため、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞利息1件、255円を支払っていた。
神奈川県立横浜明朋高等学校	令和3年2月24日 (令和2年12月24日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 県立横浜明朋高等学校コンピュータ教室用機器賃貸借契約ほか1件(契約額計194,876円)の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率について、神奈川県財務規則第33条第1項で定められた率である年2.6%とすべきところ、これを契約書に記載していなかった。 2 産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約(単価契約、概算総価額42,955円)及び一般産業廃棄物収集運搬委託契約(単価契約、概算総価額115,500円)の締結に当たり、契約の効力を遡及するために規定した条文において、契約期間の開始日を規定している契約書の条項を誤って記載していた。
神奈川県立釜利谷高等学校	令和3年3月1日 (令和2年12月3日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、自動販売機設置場所賃貸借契約(契約総額495,000円)に係る貸付料1件、135,000円について、調定が3月を超えて遅れていた。
神奈川県立平塚江南高等学校	令和3年4月26日 (令和2年12月4日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあった。これにより、令和2年度の共架柱に係る使用料1件、518円が徴収不足であった。
神奈川県立横浜南養護学校	令和3年4月9日 (令和3年2月10日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、取付式内窓設置工事(契約額252,890円)の執行に当たり、全額を「(節)需用費」とすべきところ、サッシ代金99,000円を「(節)備品購入費」で執行していた。 2 契約事務において、感染症抗体検査及び予防接種業務契約(単価契約、概算総価額453,400円)の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率及び賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、神奈川県財務規則第33条第1項に基づき定められた率である年2.7%とすべきところ、年2.6%としていた。

ク 公安委員会(1か所、1件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県川崎警察署	令和3年4月9日 (令和3年2月26日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、女子更衣室間仕切り工事(契約額207,900円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる支出負担行為に係る伺いへの履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしていなかった。

(2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった箇所(74か所)

ア 政策局(2か所)

神奈川県統計センター、神奈川県立公文書館

イ 総務局(4か所)

神奈川県相模原県税事務所、神奈川県横須賀県税事務所、神奈川県小田原県税事務所、神奈川県厚木県税事務所

ウ 暮らし安全防災局(1か所)

神奈川県温泉地学研究所

エ 国際文化観光局(1か所)

神奈川県立国際言語文化アカデミア(令和3年3月31日廃止)

オ 環境農政局(5か所)

神奈川県畜産技術センター、神奈川県県央家畜保健衛生所、神奈川県湘南家畜保健衛生所、神奈川県水産技術センター内水面試験場、神奈川県西部漁港事務所

カ 福祉子どもみらい局(1か所)

神奈川県立女性相談所

キ 健康医療局(5か所)

神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センター、神奈川県小田原保健福祉事務所、神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター、神奈川県立煤ヶ谷診療所、神奈川県立衛生看護専門学校

ク 産業労働局（4か所）

神奈川県障害者雇用促進センター、神奈川県立東部総合職業技術校二俣川支所、神奈川県立西部総合職業技術校、神奈川県障害者職業能力開発校

ケ 県土整備局（2か所）

神奈川県城山ダム管理事務所、神奈川県三保ダム管理事務所

コ 企業庁（8か所）

神奈川県企業庁相模原南水道営業所、神奈川県企業庁藤沢水道営業所、神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所、神奈川県企業庁大和水道営業所、神奈川県企業庁水道水質センター、神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所、神奈川県企業庁相模川発電管理事務所、神奈川県企業庁発電総合制御所

サ 教育委員会（25か所）

神奈川県教育委員会教育局湘南三浦教育事務所、神奈川県教育委員会教育局県央教育事務所、神奈川県教育委員会教育局中教育事務所、神奈川県教育委員会教育局県西教育事務所、神奈川県立川崎図書館、神奈川県立生命の星・地球博物館、神奈川県立神奈川総合高等学校、神奈川県立横浜立野高等学校、神奈川県立横浜国際高等学校、神奈川県立永谷高等学校、神奈川県立保土ヶ谷高等学校、神奈川県立二俣川看護福祉高等学校、神奈川県立旭高等学校、神奈川県立白山高等学校、神奈川県立元石川高等学校、神奈川県立川和高等学校、神奈川県立横浜桜陽高等学校、神奈川県立松陽高等学校、神奈川県立川崎工科高等学校、神奈川県立麻生総合高等学校、神奈川県立海洋科学高等学校、神奈川県立湘南台高等学校、神奈川県立平塚盲学校、神奈川県立みどり養護学校、神奈川県立えびな支援学校

シ 公安委員会（16か所）

神奈川県加賀町警察署、神奈川県磯子警察署、神奈川県金沢警察署、神奈川県港北警察署、神奈川県泉警察署、神奈川県川崎臨港警察署、神奈川県幸警察署、神奈川県高津警察署、神奈川県麻生警察署、神奈川県三崎警察署、神奈川県逗子警察署、神奈川県鎌倉警察署、神奈川県大船警察署、神奈川県松田警察署、神奈川県大和警察署、神奈川県海老名警察署

神奈川県監査委員公表第17号

監査の結果に関する報告について

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年9月24日

神奈川県監査委員	村上英嗣
同	太田眞晴
同	吉川知恵子
同	嶋村ただし
同	てらさき雄介

第1 監査の種類

財務監査（随時監査）及び行政監査

第2 監査の対象

1 財務監査（随時監査）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 行政監査

事務の執行（1に定める監査の対象を除く。）

第3 監査の着眼点

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

第4 監査実施箇所数

本庁機関3か所

第5 監査実施期間

令和3年4月22日から同年6月21日まで

第6 監査の実施内容

1 臨時財務監査

新型コロナウイルス感染症対策への対応状況等に鑑み、これまで令和元年度の事務事業を対象とした財務監査を実施していなかった機関のうち本庁機関2か所において、令和元年度の事務事業を対象として、次の各事項について臨時に監査した。なお、必要に応じて過年度の事務事業も対象とした。

- (1) 予算執行の適否
- (2) 収入の適否
- (3) 支出の適否
- (4) 会計事務処理の適否
- (5) 契約締結手続及び履行の適否
- (6) 課税徴収事務の適否
- (7) 工事執行の適否
- (8) 補助金その他財政的援助の適否
- (9) 現金及び有価証券の出納保管の適否
- (10) 財産の取得、管理及び処分
- (11) 庶務事務執行の適否
- (12) その他必要と認める事項

また、公益社団法人神奈川県農業公社に対して実施した令和2年の財政援助団体等監査を踏まえ、県が同公社に交付した農地集積推進事業費補助金の補助対象経費について確認する必要があると認められたことから、同公社に対して財政的援助等を行っている本庁機関1か所において、当該補助対象経費の状況を臨時に監査した。

2 臨時行政監査

上記の3か所のうち、これまで令和元年度の事務事業を対象とした財務監査を実施していなかった2か所において、1

の監査と併せて、次の各事項についても臨時に監査した。

- (1) 事務事業執行の適否
- (2) 組織及び執行体制の当否
- (3) その他必要と認める事項

第7 監査の結果

1 要改善事項が認められた箇所（1か所）

臨時財務監査を実施した次の本庁機関1か所において要改善事項が1件認められた。

- (1) 監査実施箇所
環境農政局農政部農地課
- (2) 監査実施日
令和3年6月7日（令和3年2月25日職員調査）
- (3) 要改善事項

公益社団法人神奈川県農業公社における補助対象経費の算定に関する件

農地集積推進事業費補助金の交付に当たり、公益社団法人神奈川県農業公社（以下「農業公社」という。）の事務所の賃借料全額を補助対象経費として算入しており、補助対象経費の算定が事務所の使用実態を反映した適正なものとなっていなかった。

県は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地等の利用集積を一層推進することを目的として、農地中間管理機構等の有する農用地等の再配分機能を活用し、規模縮小農家等から農用地等を買入れて、認定農業者等に売渡し又は貸付けを行う農地集積推進事業を行っている。そして、県は、農地中間管理機構として指定した農業公社に対し、神奈川県農地集積推進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）等に基づき、農地集積推進事業に必要な経費を対象として、農地集積推進事業補助金（令和元年度補助金額8,701,000円）を交付しており、補助金の交付に係る事務は環境農政局農政部農地課（以下「農地課」という。）が所管している。

交付要綱によれば、補助対象経費は業務費、利子補給費、事業運営助成費及び集積促進費に区分され、このうち業務費については、農地集積推進事業として行う農用地等の買入れ及び売渡し業務に要する旅費交通費、事務所借上費、県からの派遣に伴う人件費等が補助の対象とされている。そして、農業公社は、業務費に係る補助対象経費の算定に当たり、事務所借上費については、横浜市に所在する事務所の賃借料全額（令和元年度支払額2,162,051円）を算入している。

しかしながら、農業公社は、農地集積推進事業に係る業務のほか、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地中間管理事業等に係る業務も行っており、これら業務の実施に当たっても上記の事務所を使用している。そして、農業公社は、このような状況であるにもかかわらず、これらの業務ごとの事務所の使用割合等を把握しないまま、事務所の賃借料全額を補助対象経費として算入していたもので、補助対象経費の算定が事務所の使用実態を反映した適正なものとなっていなかった。

したがって、農地課において、事務所における業務ごとの使用実態を農業公社に調査させるなどして的確に把握し、その結果に基づき、補助の対象とする事務所借上費についての合理的な基準を定めるなどして、農地集積推進事業補助金の補助対象経費が適正に算定されるよう改善する必要がある。

2 不適切事項及び要改善事項が認められなかった箇所（2か所）

臨時財務監査及び臨時行政監査を実施した次の本庁機関2か所において不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

- (1) 政策局
政策部総合政策課
- (2) 産業労働局
中小企業部金融課